

1. 人口構造及び世帯と年金

(1) 人口構造

わが国は、諸外国にも例をみないスピードで高齢化が進行している。そこで、年金保険の事業状況について説明するに先立ち、人口構造の現状及び今後の見通しについて触れる。

日本人の平成25年の平均寿命（厚生労働省：平成25年簡易生命表による）は、前年を上回り、男80.21年（前年比0.27年増）、女86.61年（同0.20年増）であり、世界でも高い水準となっている。また、65歳の平均余命は、男19.08年（前年比0.19年増）、女23.97年（同0.15年増）である。

人口動態統計によれば、わが国の出生数は、昭和46～49年の第二次ベビーブームには毎年200万人を超えていたが、昭和49年以降、出生数、出生率とも減少傾向を示している。平成25年の出生数は103万人と前年に比べて1万人減少し、合計特殊出生率（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計）は1.43（前年比0.02増）となっている。

年齢別人口（総務省統計局：人口推計月報による）をみると、平成26年4月1日現在で65歳以上人口が3,248万人と総人口の25.6%を占めており、年々増加している。将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、平成24年1月推計、出生中位（死亡中位）推計）では、65歳以上人口の割合は平成25（2013）年には25%台に達し、日本の総人口の4人に1人が65歳以上人口となる。65歳以上人口は、平成54（2042）年のおおよそ3,878万人をピークに減少を始めるが、65歳以上人口割合は低出生率の影響を受けて平成54（2042）年以降も上昇を続け、平成72（2060）年には39.9%の水準に達する。すなわち5人に2人が65歳以上である超高齢社会になると推計されている。

以上のように、日本においては低出生率、平均寿命の着実な伸びを受けて、若年人口が減少し、高齢人口が急速に増加している。このような状況のなかで、老後生活の支柱である公的年金制度はますます重要なものとなっている。

(2) 世帯と年金

平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）によると、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,549万世帯と、全世帯5,011万2千世帯の50.9%を占めている。同様に、65歳以上の者のいる世帯2,242万世帯のうち、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,146万4千世帯となっており、65歳以上の者のいる世帯の95.7%に達している。

高齢者世帯の平均所得金額309万円の所得の種類別の構成割合は、公的年金・恩給が68.5%、稼働所得が18.0%、財産所得が7.2%となっており、公的年金・恩給が7割近くを占めている。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得に占める割合が100%の世帯（すなわち、所得のすべてが公的年金・恩給である世帯）は57.8%となっており、公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが伺える。

2. 年金保険（総括）

(1) 年金制度の概況

平成25年度末の国民年金制度の被保険者総数は6,582万人、老齢基礎年金等受給権者数は3,068万人となっており、公的年金制度全体での年金扶養比率は2.15となっている。

また、被用者年金制度の状況についてみると、被用者年金制度の加入者（適用者）総数は3,967万人、老齢（退職）年金受給権者数は1,803万人となっており、年金扶養比率は2.20となっている（表1）。

表1 公的年金制度一覧（平成25年度末）

○国民年金制度

（平成25年度末現在）

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成26年9月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
第1号被保険者	万人 1,805	万人 3,068	2.15	万円 5.7	兆円 4.0	兆円 7.1	兆円 [8.4]	円 15,250	65歳
第2号被保険者	3,832				—	—	—		
第3号被保険者	945				—	—	—		
合計	6,582				—	—	—		
(参考) 公的年金加入者合計	6,718								

- (注) 1. 上記には、老齢福祉年金（受給者数0.1万人）を含まない。
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢（退職）年金の受給権者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金月額である。なお、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.5万円である。
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除し基礎年金勘定への繰入を加えた額である。
 6. 積立金[時価ベース]には、一部、簿価で評価されたものを含む。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と第1号・第3号被保険者の合計である。
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出（実質的な支出総費用額から追加費用及び職域等費用納付金を控除し、被用者年金制度間の各種拠出金収入・支出を調整したもののうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す指標である。
 （前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。）

○被用者年金制度

（平成25年度末現在）

区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ等除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成26年9月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成26年度)	
厚生年金保険	万人 3,527	万人 1,523	2.32	万円 15.7	兆円 37.7	兆円 103.2	兆円 [123.6]	% 17.474	報酬比例部分 一般男子・共済女子61歳 厚年女子 60歳	
国家公務員共済組合	106	69	1.52	20.4	2.1	7.3	[7.6]	5.0 [5.1]	坑内員・船員 60歳	
地方公務員共済組合	283	198	1.43	21.0	5.7	36.7	[39.8]	8.5 [8.9]	定額部分 一般男子・共済女子65歳 厚年女子 63歳	
私立学校教職員共済	51	13	4.04	20.5	0.5	3.5	[3.8]	7.7 [8.1]	14.000	坑内員・船員 60歳
合計	3,967	1,803	2.20	16.4	46.0	150.7	[174.9]	4.3 [4.7]		

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢（退職）年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢（退職）年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。（厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。）
 3. 老齢（退職）年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給（減額退職年金を含む）を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除し基礎年金拠出金を加えた額である。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、17.688%である。
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 積立金[時価ベース]には、一部、簿価で評価されたものを含む。
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出（実質的な支出総費用額から追加費用及び職域等費用納付金を控除し、被用者年金制度間の各種拠出金収入・支出を調整したもののうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す指標である。
 （前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。）

(2) 加入者数

平成25年度末の公的年金制度の加入者総数は6,718万人であり、総人口1億2,714万人の52.8%を占めている。また、制度別にみると国民年金第1号被保険者数1,805万人（対前年度末58万人減）、厚生年金保険被保険者数3,527万人（同56万人増）、共済組合の組合員数及び加入者数439万人（同4千人減）、国民年金第3号被保険者数945万人（同15万人減）となっている（表2、図1）。

表2 公的年金 加入者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

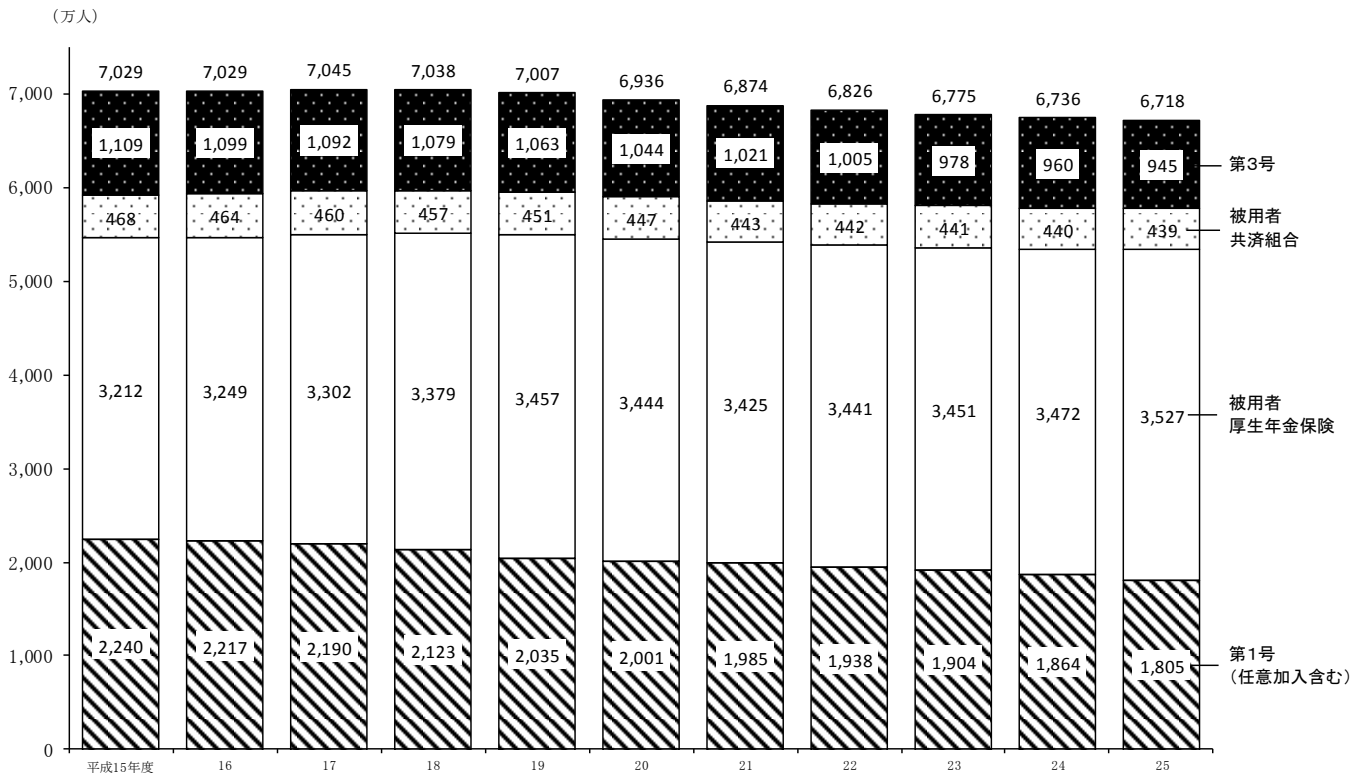
年 度	加入者総数	国民年金 第1号被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)		国民年金 第3号被保険者	総人口	加入者総数 ／ 総人口
			厚生年金保険	共済組合			
平成15年度	70,292	22,400	32,121	4,677	11,094	127,650	55.1
16	70,293	22,170	32,491	4,639	10,993	127,678	55.1
17	70,447	21,903	33,022	4,599	10,922	127,723	55.2
18	70,383	21,230	33,794	4,569	10,789	127,747	55.1
19	70,066	20,354	34,570	4,514	10,628	127,687	54.9
20	69,358	20,007	34,445	4,471	10,436	127,566	54.4
21	68,738	19,851	34,248	4,429	10,209	127,445	53.9
22	68,258	19,382	34,411	4,418	10,046	127,706	53.4
23	67,747	19,044	34,515	4,410	9,778	127,567	53.1
24	67,356	18,637	34,717	4,399	9,602	127,354	52.9
25	67,175	18,054	35,273	4,394	9,454	127,136	52.8

注1. 総人口は翌年度4月1日現在の推計人口（総務省統計局）である。

2. 第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

3. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。

図1 公的年金 加入者数の推移



(3) 受給者数

平成25年度末における公的年金の受給者数は、延人数で6,800万人であり、前年度末に比べて179万人の増加となっている。厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は4,742万人であり、前年度末に比べて43万人の増加となっている。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実年金受給権者数は、3,950万人となっており、前年度末に比べて8万人増加している（表3、図2）。

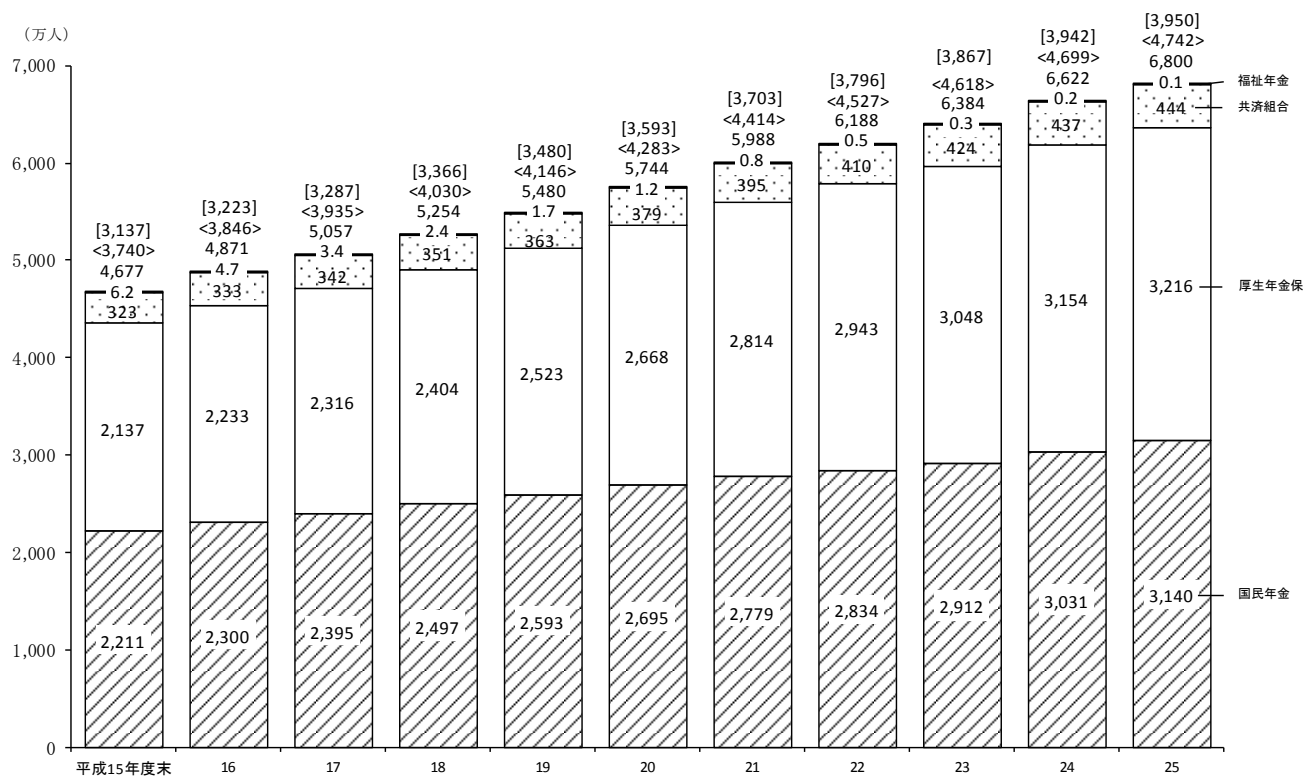
表3 公的年金 受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	総数			国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金
平成15年度	46,771	<37,396>	[31,368]	22,111	21,369	3,229	62
16	48,710	<38,460>	[32,232]	22,997	22,334	3,333	47
17	50,566	<39,347>	[32,867]	23,954	23,156	3,421	34
18	52,542	<40,298>	[33,662]	24,968	24,043	3,506	24
19	54,797	<41,464>	[34,796]	25,925	25,226	3,628	17
20	57,435	<42,825>	[35,934]	26,949	26,684	3,790	12
21	59,883	<44,135>	[37,032]	27,787	28,141	3,948	8
22	61,882	<45,269>	[37,962]	28,343	29,433	4,101	5
23	63,841	<46,184>	[38,667]	29,122	30,479	4,237	3
24	66,216	<46,987>	[39,424]	30,305	31,535	4,373	2
25	68,004	<47,419>	[39,500]	31,397	32,164	4,442	1

注1. < >内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。
 2. []内は重複のない実受給権者数である。

図2 公的年金 受給者数の推移



注1. < >内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。
 2. []内は重複のない実受給権者数である。

平成25年度末における公的年金の受給者数を年金種別別にみると、老齢年金が4,578万人と最も多く、次いで通算老齢年金が1,377万人、遺族年金が618万人、障害年金が224万人、通算遺族年金が4万人となっている（表4）。

表4 公的年金 制度別受給者数（平成25年度末）

（単位：千人）

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	32,164	14,347	12,286	397	5,095	39
旧法厚生年金保険	1,940	776	633	49	444	37
新法厚生年金保険	29,643	13,223	11,561	343	4,517	・
（再掲）基礎あり	20,331	10,846	9,179	225	79	・
旧法船員保険	39	18	3	2	16	1
旧共済組合	542	330	89	4	118	1
（再掲）基礎あり	255	176	77	2	0	・
国民年金計	31,397	28,690	799	1,800	108	・
旧法拠出制	2,108	1,227	799	66	16	・
新法基礎年金	29,289	27,463	・	1,734	91	・
（再掲）基礎のみ	8,125	6,615	・	1,484	27	・
福祉年金	1	1	・	・	・	・
共済組合	4,442	2,744	681	39	975	2
合計	68,004 <47,419>	45,781 <34,759>	13,767 <4,510>	2,236 <2,009>	6,178 <6,098>	41 <41>

- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。
 2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 3. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。
 4. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の数である。
 5. 障害年金及び遺族給付には、公務上・職務上を含む。
 6. 共済組合の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
 7. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

平成25年度末における老齢年金受給者数の推移を制度別にみると、前年度末に比べて、国民年金が116万人（4.4%）、厚生年金保険が10万人（0.7%）、共済組合が2万人（0.9%）の増加に対し、福祉年金は1千人（39.4%）の減少となっている（表5）。

表5 公的年金 老齢年金受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	総数	国民年金			厚生年金保険			共済組合	福祉年金
		旧法拠出制	基礎年金	厚生年金保険 （旧共済を除く）	旧共済組合				
平成15年度	31,165 <25,970>	18,890	3,472	15,418	10,074	9,556	518	2,139	62
16	32,550 <26,873>	19,820	3,225	16,595	10,490	9,989	501	2,193	47
17	33,952 <27,744>	20,832	2,972	17,860	10,852	10,368	483	2,234	34
18	35,392 <28,590>	21,864	2,736	19,128	11,234	10,768	466	2,271	24
19	36,949 <29,539>	22,872	2,502	20,370	11,725	11,277	448	2,335	17
20	38,649 <30,607>	23,928	2,272	21,657	12,287	11,858	429	2,422	12
21	40,220 <31,630>	24,812	2,060	22,751	12,893	12,482	411	2,507	8
22	41,413 <32,404>	25,424	1,832	23,592	13,399	13,008	391	2,584	5
23	42,760 <33,210>	26,273	1,615	24,658	13,831	13,461	371	2,653	3
24	44,494 <34,146>	27,527	1,412	26,115	14,246	13,896	350	2,718	2
25	45,781 <34,759>	28,690	1,227	27,463	14,347	14,017	330	2,743	1

注. 〈 〉内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

(4) 年金額

平成25年度末の公的年金受給者の年金総額を年金種別別にみると、老齢年金が42兆円と年金総額の約8割を占めて最も多く、次いで遺族年金が6兆6千億円、通算老齢年金が2兆7千億円、障害年金が1兆9千億円となっている（表6）。

表6 公的年金 制度別受給者年金総額（平成25年度末）

(単位：億円)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	256,672	178,137	23,718	2,976	51,739	102
厚生年金基金代行分除く	239,390	162,062	22,511	2,976	51,739	102
旧法厚生年金保険	21,107	13,434	2,414	573	4,589	98
厚生年金基金代行分除く	20,864	13,233	2,372	573	4,589	98
新法厚生年金保険	227,391	158,499	21,066	2,330	45,497	・
(別掲)基礎年金	139,018	76,060	60,249	1,924	784	・
厚生年金基金代行分除く	210,352	142,625	19,901	2,330	45,497	・
旧法船員保険	799	508	11	31	247	2
旧共済組合	7,375	5,696	227	42	1,407	2
(別掲)基礎年金	1,889	1,307	565	16	1	・
国民年金計	206,546	188,050	1,774	15,686	1,036	・
旧法拋出制	8,349	5,919	1,774	581	74	・
新法基礎年金	198,198	182,131	・	15,105	962	・
(再掲)基礎のみ	54,339	41,088	・	12,980	270	・
福祉年金	5	5	・	・	・	・
共済組合	65,214	49,336	1,710	476	13,681	6
合 計	528,436	415,528	27,202	19,138	66,457	108
	[511,155]	[399,453]	[25,995]	[19,138]	[66,457]	[108]

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。
 新法退職共済年金についても同様。
 2. 年金総額には一部支給停止額を含む。
 3. 「合計」の〔 〕内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
 4. 「基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。
 5. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の年金総額である。
 6. 障害年金及び遺族給付には、公務上・職務上を含む。
 7. 共済組合の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
 8. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。
 9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拋出制に計上している。

平成25年度末における公的年金受給者の年金総額は52兆8千億円であり、前年度末と比べると4千億円減少している。

平成25年度末の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、国民年金が20兆7千億円、厚生年金保険が25兆7千億円、共済組合が6兆5千億円、福祉年金が5億円となっている（表7）。

表7 公的年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年 度	総 数	国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金	総数 国民 所得
平成15年度	434,056 [421,206]	136,701	233,971 [221,122]	63,130	254	11.8
16	442,774 [431,128]	143,156	236,195 [224,549]	63,233	190	12.0
17	455,700 [444,658]	150,681	240,934 [229,892]	63,947	138	12.2
18	465,444 [453,682]	158,168	242,932 [231,170]	64,245	98	12.3
19	474,395 [462,040]	165,637	244,254 [231,898]	64,436	69	12.4
20	488,658 [475,392]	173,646	249,461 [236,195]	65,504	47	13.8
21	502,554 [488,159]	180,421	255,333 [240,939]	66,768	32	14.6
22	511,332 [496,045]	185,352	258,761 [243,474]	67,199	21	14.5
23	522,229 [506,098]	191,168	263,023 [246,892]	68,026	13	14.9
24	532,397 [515,432]	199,912	263,902 [246,937]	68,575	8	15.1
25	528,436 [511,155]	206,546	256,672 [239,390]	65,214	5	14.6

- 注1. 〔 〕内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
 2. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。
 3. 国民所得は、平成25年度国民経済計算確報（内閣府経済社会総合研究所）による。

平成25年度末における受給者の平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険が14万8千円、国民年金が5万5千円、共済組合が15万円となっている（表8）。

表8 公的年金 受給者の平均年金月額（平成25年度末）

（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	148,409	57,334	103,175	85,913	21,751
厚生年金基金代行分除く	139,072	56,515	103,175	85,913	21,751
旧法厚生年金保険	144,177	31,761	97,987	86,150	21,807
厚生年金基金代行分除く	142,019	31,210	97,987	86,150	21,807
新法厚生年金保険	147,823	58,615	103,424	85,383	・
（再掲）基礎年金	47,934	43,430	46,787	1,446	・
厚生年金基金代行分除く	137,819	57,775	103,424	85,383	・
基礎あり	160,511	69,693	129,022	147,448	・
（再掲）基礎年金	58,438	54,696	71,175	82,240	・
旧法船員保険	238,111	29,310	172,425	130,846	21,329
旧共済組合	177,054	73,886	118,608	99,318	19,944
旧法	194,793	39,264	128,854	98,502	19,944
新法	162,277	76,447	110,880	99,702	・
（再掲）基礎年金	60,565	56,583	56,423	152	・
基礎あり	163,407	79,099	123,385	153,263	・
（再掲）基礎年金	61,945	60,896	69,304	83,342	・
国民年金計	54,622	18,497	72,607	80,194	・
旧法拠出制	40,214	18,497	73,135	37,992	・
新法基礎年金	55,265	・	72,587	87,662	・
（再掲）基礎のみ	51,765	・	72,879	84,415	・
福祉年金	33,233	・	・	・	・
共済組合	149,841	20,912	101,596	116,885	25,338
（再掲）公務上を除く	149,841	20,912	96,552	116,685	25,338

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 厚生年金保険に係る平均年金月額には併給している基礎年金額（同一の年金種別）を含む。
3. 「（再掲）基礎年金」は直前行の平均年金月額のうち同一の年金種別の基礎年金の平均年金月額の再掲である。
4. 「基礎あり」は新法厚生年金保険または旧共済組合の新法分を受給している者のうち、基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の平均年金月額である。
5. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の平均年金月額である。
6. 障害年金及び遺族給付には、公務上・職務上を含む。
7. 共済組合の平均年金月額には併給している基礎年金額を含まない。
8. 共済組合の平均年金月額には職域加算分を含む。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

3. 厚生年金保険

(1) 適用状況

① 事業所数

平成25年度末の適用事業所数は180万1千か所で、前年度末に比べて4万2千か所の増加となっている。平成25年度末の適用事業所数は、制度発足以来最多となっている。

また、適用事業所のうち厚生年金基金を設立している事業所は9万8千か所で、前年度末に比べて6千か所の減少となっている（表9）。

表9 適用事業所数・船舶所有者数の推移

(年度末現在、単位：千か所)

年 度	事 業 所 数				厚生年金基金非加入事業所数			厚生年金基金加入事業所数		
	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	(再掲) 船 舶 所 有 者 数	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	総 数	強 制 適 用	任 意 包 括 適 用
平成15年度	1,624	1,501	116	5.7	1,476	1,366	110	142	135	6.6
16	1,632	1,511	115	5.5	1,492	1,383	109	134	128	6.2
17	1,648	1,528	114	5.4	1,515	1,406	108	128	122	5.8
18	1,681	1,595	81	5.3	1,552	1,474	78	124	121	3.2
19	1,716	1,626	84	5.2	1,591	1,509	81	120	117	3.1
20	1,740	1,648	87	5.1	1,618	1,534	84	117	114	3.0
21	1,754	1,660	88	4.9	1,635	1,549	85	114	111	3.0
22	1,749	1,656	87	4.8	1,632	1,548	84	112	109	2.9
23	1,745	1,654	86	4.7	1,632	1,548	83	109	106	2.8
24	1,758	1,667	86	4.6	1,650	1,566	83	104	101	2.6
25	1,801	1,709	87	4.5	1,698	1,613	85	98	96	2.5

注1. 事業所の総数には任意単独適用（平成25年度末は、309事業所）を含んでいる。

2. 厚生年金基金非加入事業所数には船舶所有者を含まない。

② 被保険者数

平成25年度末の被保険者数は3,527万人で、前年度末に比べて56万人増加している。被保険者数の内訳をみると、男子が2,257万人、女子が1,271万人となっている。前年度末と比べると、男子が29万人増加、女子が27万人増加している。平成25年度末の被保険者数は、制度発足以来最多となっている。

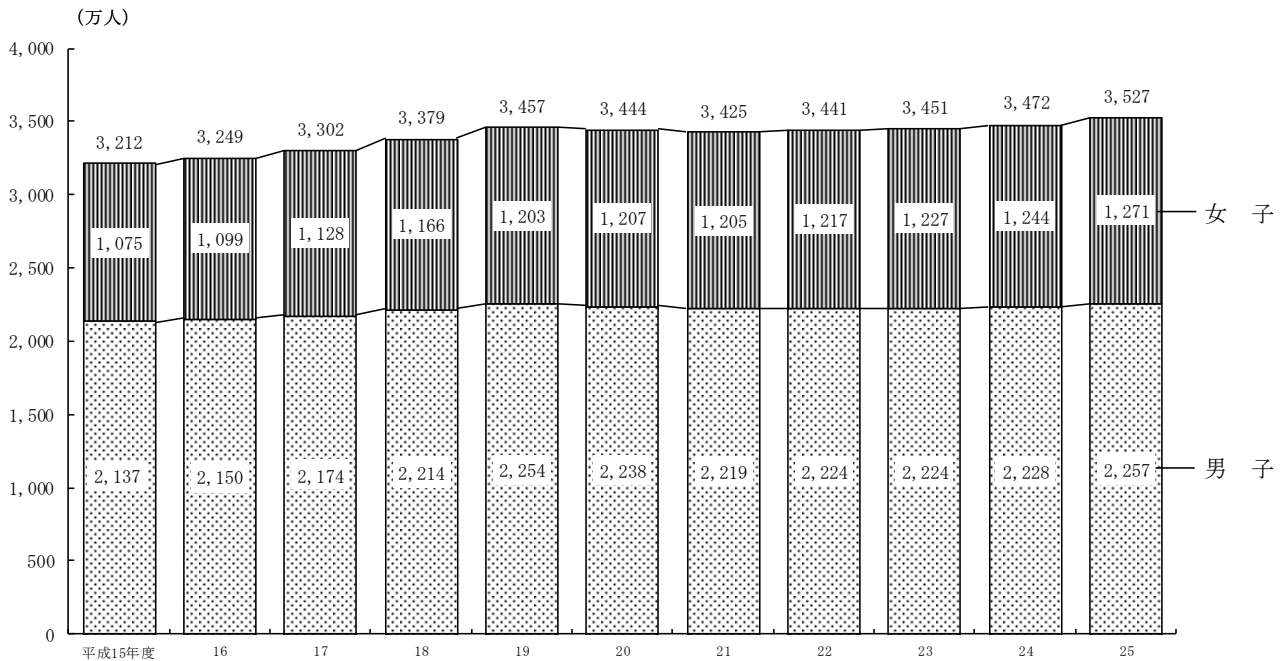
育児休業期間中の保険料免除者数は、平成25年度末現在で23万人となっている。前年度末と比べると2万人増加している（表10、図3）。

表10 厚生年金保険 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	総 数	男 子				女 子	育児休業 保険料免除者
		一 般 男 子	坑 内 員	船 員			
平成15年度	32,121	21,368	21,305	0.9	63	10,753	72
16	32,491	21,504	21,442	0.9	61	10,987	78
17	33,022	21,740	21,679	0.8	60	11,282	97
18	33,794	22,139	22,079	0.7	59	11,655	111
19	34,570	22,544	22,485	0.7	58	12,026	129
20	34,445	22,377	22,319	0.7	57	12,068	145
21	34,248	22,193	22,137	0.6	56	12,055	160
22	34,411	22,241	22,186	0.6	54	12,170	180
23	34,515	22,242	22,188	0.6	53	12,273	197
24	34,717	22,279	22,226	0.6	53	12,439	214
25	35,273	22,566	22,513	0.6	52	12,707	234

図3 厚生年金保険 被保険者数の推移



注. 男子には坑内員及び船員を含む。

③ 厚生年金基金加入状況

平成25年度末の厚生年金基金の加入者数は397万人で前年度末に比べて19万人減少している。また、厚生年金基金加入者は全被保険者数の11.3%を占めている(表11)。

表11 厚生年金基金加入・非加入別被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	厚生年金基金非加入			厚生年金基金加入			厚生年金基金加入割合(%)
	総数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女子	総数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女子	
平成15年度	26,315	17,144	9,107	5,806	4,160	1,645	18.1
16	27,264	17,716	9,486	5,227	3,726	1,501	16.1
17	28,034	18,131	9,842	4,988	3,548	1,440	15.1
18	28,927	18,628	10,239	4,867	3,451	1,416	14.4
19	29,826	19,130	10,637	4,744	3,355	1,389	13.7
20	29,813	19,052	10,703	4,631	3,266	1,365	13.4
21	29,718	18,959	10,703	4,529	3,178	1,351	13.2
22	29,977	19,087	10,835	4,434	3,099	1,335	12.9
23	30,205	19,184	10,967	4,310	3,004	1,306	12.5
24	30,549	19,338	11,158	4,168	2,888	1,280	12.0
25	31,298	19,772	11,473	3,975	2,741	1,234	11.3

④ 産業大分類・規模別適用状況

表12及び表13は、平成25年9月1日現在で、産業大分類別・規模別に適用事業所数及び被保険者数をみたものである。

産業大分類別にみると、事業所数では卸売・小売業（全事業所数の18.4%）、建設業（同16.9%）、製造業（同14.4%）が、被保険者数では製造業（全被保険者数の24.3%）、卸売・小売業（同15.8%）が大きな割合を占めている。

表12 厚生年金保険 産業大分類別・規模別事業所数（平成25年9月1日現在の調査）

（単位：か所）

産業大分類	事業所の規模（事業所に使用されている被保険者数）								合計	割合(%)
	2人以下	3・4人	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上			
農林水産業	7,591	4,270	8,212	723	131	8	5	20,940	1.2	
鉱業・採石業・砂利採取業	963	483	1,685	265	46	2	3	3,447	0.2	
建設業	117,423	61,516	111,521	8,666	1,556	149	125	300,956	16.9	
製造業	76,107	38,123	102,958	26,591	10,381	1,101	821	256,082	14.4	
電気・ガス・熱供給・水道業	6,225	2,485	4,380	690	307	23	34	14,144	0.8	
情報通信業	24,989	7,908	17,960	4,703	1,968	264	212	58,004	3.3	
運輸業・郵便業	17,252	7,636	31,522	9,960	3,377	324	258	70,329	4.0	
卸売・小売業	138,561	60,434	103,992	16,183	6,013	721	555	326,459	18.4	
金融・保険業	8,738	3,291	4,228	860	782	173	196	18,268	1.0	
不動産業・物品賃貸業	67,712	13,981	14,429	2,063	690	78	63	99,016	5.6	
学術研究・専門技術サービス業	63,764	23,144	34,618	3,745	1,175	120	69	126,635	7.1	
飲食店・宿泊業	25,870	11,177	18,553	2,990	989	122	89	59,790	3.4	
生活関連サービス業・娯楽業	21,358	8,681	17,806	3,816	1,018	115	51	52,845	3.0	
教育・学習支援業	9,766	3,375	8,359	1,499	358	64	37	23,458	1.3	
医療・福祉	29,065	27,059	77,594	16,886	7,515	613	215	158,947	8.9	
複合サービス事業	6,035	1,543	2,021	534	521	112	41	10,807	0.6	
サービス業	69,893	28,469	52,630	8,799	3,368	417	297	163,873	9.2	
公務	4,367	1,566	3,837	1,273	968	154	63	12,228	0.7	
総数	695,679	305,141	616,305	110,246	41,163	4,560	3,134	1,776,228	100.0	
割合(%)	39.2	17.2	34.7	6.2	2.3	0.3	0.2	100.0		

注：産業分類は、「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

表13 厚生年金保険 産業大分類別・規模別被保険者数（平成25年9月1日現在の調査）

（単位：人）

産業大分類	事業所の規模（事業所に使用されている被保険者数）								合計	割合(%)
	2人以下	3・4人	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上			
農林水産業	9,311	14,728	82,471	35,535	22,912	4,891	15,287	185,135	0.5	
鉱業・採石業・砂利採取業	1,038	1,665	20,090	12,647	9,498	1,634	9,667	56,239	0.2	
建設業	149,439	211,457	1,120,143	412,374	294,068	103,511	343,744	2,634,736	7.5	
製造業	90,541	131,262	1,226,407	1,395,187	2,063,496	757,268	2,924,369	8,588,530	24.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	5,391	8,539	46,741	35,690	61,771	15,177	198,594	371,903	1.1	
情報通信業	27,026	27,101	209,279	249,258	394,908	182,749	574,292	1,664,613	4.7	
運輸業・郵便業	16,860	26,463	405,535	519,831	650,153	226,526	931,587	2,776,955	7.9	
卸売・小売業	164,856	206,543	1,098,118	832,689	1,218,675	503,235	1,552,586	5,576,702	15.8	
金融・保険業	10,230	11,173	42,626	46,964	183,726	120,814	762,788	1,178,321	3.3	
不動産業・物品賃貸業	73,766	46,884	145,387	104,483	137,248	53,887	134,122	695,777	2.0	
学術研究・専門技術サービス業	77,384	78,970	346,615	190,141	231,405	82,967	152,943	1,160,425	3.3	
飲食店・宿泊業	30,454	38,141	199,362	153,721	198,324	81,745	225,949	927,696	2.6	
生活関連サービス業・娯楽業	24,598	29,822	200,119	192,558	197,298	78,107	124,743	847,245	2.4	
教育・学習支援業	11,458	11,563	102,847	71,729	73,311	44,218	156,005	471,131	1.3	
医療・福祉	38,091	94,688	861,329	921,173	1,488,293	409,224	404,193	4,216,991	11.9	
複合サービス事業	6,607	5,198	21,019	29,968	130,624	73,864	83,379	350,659	1.0	
サービス業	79,106	97,547	558,814	458,057	685,385	288,972	884,962	3,052,843	8.6	
公務	4,580	5,313	45,010	70,619	215,564	103,200	108,534	552,820	1.6	
総数	820,736	1,047,057	6,731,912	5,732,624	8,256,659	3,131,989	9,587,744	35,308,721	100.0	
割合(%)	2.3	3.0	19.1	16.2	23.4	8.9	27.2	100.0		

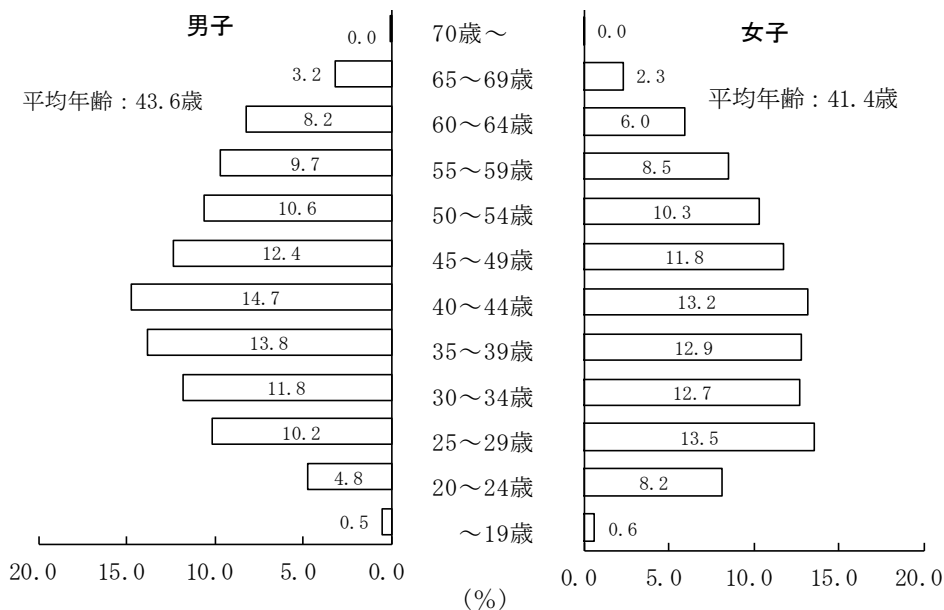
注：産業分類は、「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

⑤ 年齢構成

平成25年度末の被保険者の年齢構成を男女別にみると、男子は40～44歳が14.7%と男子計に対する割合が最も高くなっている。また、女子については25～29歳が13.5%と女子計に対する割合が最も高くなっている。

なお、厚生年金保険の被保険者の平均年齢は、平成25年度末で、男子は43.6歳、女子は41.4歳となっている（図4）。

図4 厚生年金保険 被保険者の年齢構成（平成25年度末）



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

⑥ 標準報酬月額及び標準賞与額

平成25年度末の標準報酬月額の平均は30万6千円（男子34万7千円、女子23万3千円）であり、前年度末に比べて横ばいとなっている。平成25年度の年度平均についても、30万5千円（男子34万6千円、女子23万3千円）と、前年度に比べて0.2%増加している（表14）。

表14 厚生年金保険 標準報酬月額の平均の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)			標準報酬月額の平均 (年度平均)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成21年度	304,173	345,163	228,710	306,172	348,075	229,229
	22	305,715	347,212	229,876	304,554	345,808	229,314
	23	304,589	345,700	230,085	304,359	345,495	229,858
	24	306,131	347,494	232,046	304,848	346,040	231,106
	25	306,282	347,276	233,482	305,408	346,418	232,675
伸び率 (%)	平成21年度	△ 2.8	△ 3.3	△ 1.0	△ 1.7	△ 2.1	△ 0.3
	22	0.5	0.6	0.5	△ 0.5	△ 0.7	0.0
	23	△ 0.4	△ 0.4	0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.2
	24	0.5	0.5	0.9	0.2	0.2	0.5
	25	0.0	△ 0.1	0.6	0.2	0.1	0.7

注1. 男子には船員及び坑内員を含む。

2. 標準報酬月額の平均（年度平均）は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。

標準賞与額1回当たりの平均は、平成25年度で42万8千円（うち男子49万6千円、女子29万6千円）であり、前年度に比べて0.4%増加している。

一人当たり標準報酬額（総報酬ベース・年額）は、平成25年度で432万6千円（うち男子494万8千円、女子322万4千円）であり、前年度に比べて0.3%増加している。（表15）。

表15 厚生年金保険 標準賞与額の平均及び一人当たりの標準報酬額の推移

		標準賞与額1回当たりの平均			一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成21年度	418,698	485,937	285,032	4,309,754	4,935,076	3,161,527
	22	423,196	491,915	288,082	4,306,057	4,926,811	3,173,920
	23	428,860	499,424	291,247	4,313,465	4,935,914	3,186,136
	24	426,139	494,874	292,712	4,313,699	4,935,571	3,200,433
	25	428,046	496,257	295,951	4,326,485	4,948,041	3,224,130
伸び率 (%)	平成21年度	△ 8.1	△ 8.5	△ 5.1	△ 3.1	△ 3.7	△ 1.1
	22	1.1	1.2	1.1	△ 0.1	△ 0.2	0.4
	23	1.3	1.5	1.1	0.2	0.2	0.4
	24	△ 0.6	△ 0.9	0.5	0.0	△ 0.0	0.4
	25	0.4	0.3	1.1	0.3	0.3	0.7

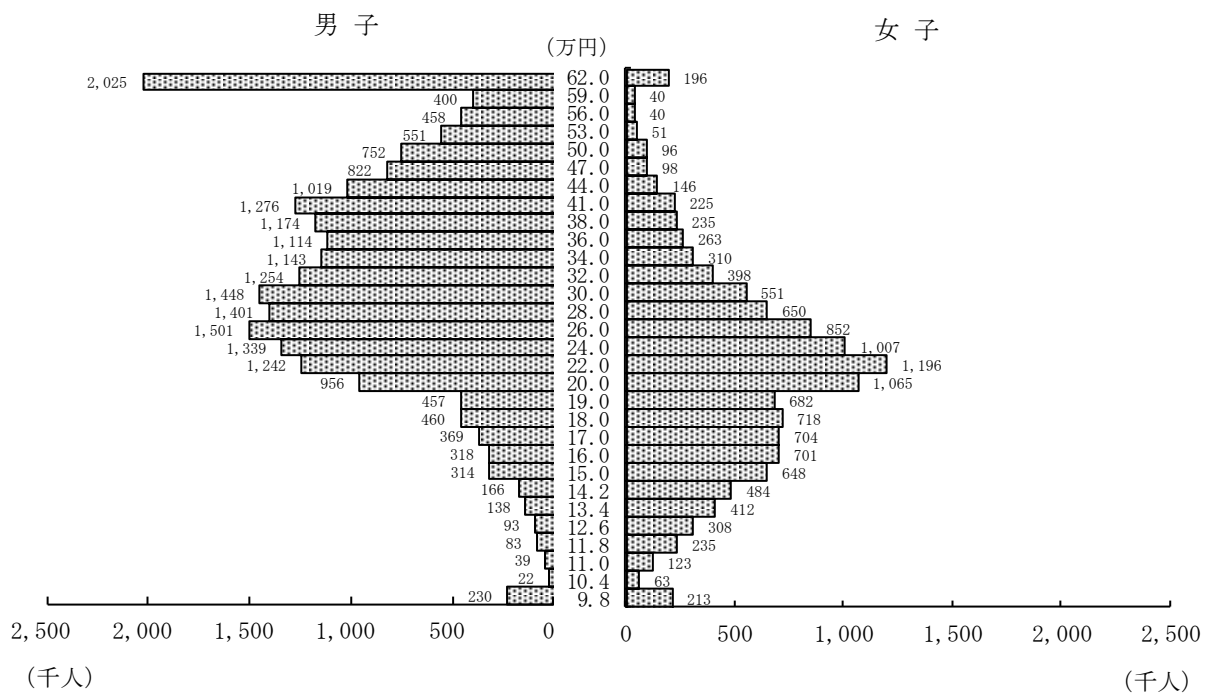
注1. 男子には船員及び坑内員を含む。

2. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。

3. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

図5は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。男子では上限の第30級（62万円）が202万人と最も多くなっている一方、女子は第14級（22万円）が120万人と最も多くなっている。

図5 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（平成25年度末）



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

平成25年度末における厚生年金保険の受給者数は3,216万人で、内訳は旧法厚生年金保険が194万人、旧法船員保険が4万人、新法厚生年金保険が2,964万人、旧共済組合が54万人となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,435万人（全受給者数の44.6%）、通算老齢年金が1,229万人（同38.2%）、障害年金が40万人（同1.2%）、遺族年金が509万人（同15.8%）、通算遺族年金が4万人（同0.1%）となっている。

また、平成25年度末において、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金の受給者数は2,003万人（老齢相当1,085万人、通老相当918万人）となっており、障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金の受給者数は23万人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金の受給者数は8万人となっている（表16）。

表16 厚生年金保険 受給者数（平成25年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	14,347	44.6	776	2.4	18	0.1	13,223 (10,846)	41.1	330 (176)	1.0
通算老齢年金	12,286	38.2	633	2.0	3	0.0	11,561 (9,179)	35.9	89 (77)	0.3
障 害 年 金	397	1.2	49	0.2	2	0.0	343 (225)	1.1	4 (2)	0.0
遺 族 年 金	5,095	15.8	444	1.4	16	0.0	4,517 (79)	14.0	118 (0)	0.4
通算遺族年金	39	0.1	37	0.1	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	32,164	100.0	1,940	6.0	39	0.1	29,643 (20,331)	92.2	542 (255)	1.7

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。

新法退職共済年金についても同様。

2. () 内は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。

3. 割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

厚生年金保険の受給者数を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が10万人、通算老齢年金が42万人、障害年金が7千人、遺族給付が10万人の増加となっている（表17、図6）。

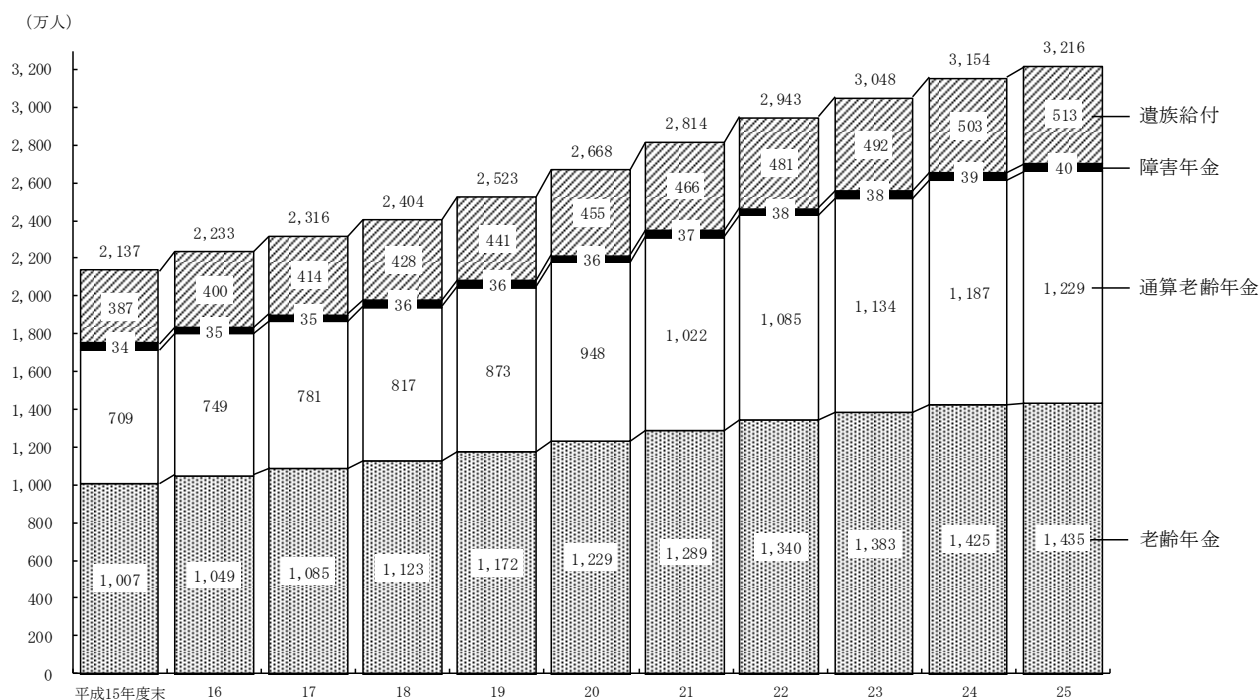
表17 厚生年金保険 受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	合 計	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 給 付
平成15年度	21,369	10,074	7,086	341	3,868
16	22,334	10,490	7,492	348	4,003
17	23,156	10,852	7,805	355	4,145
18	24,043	11,234	8,169	356	4,284
19	25,226	11,725	8,728	360	4,414
20	26,684	12,287	9,485	363	4,549
21	28,141	12,893	10,219	366	4,664
22	29,433	13,399	10,849	377	4,807
23	30,479	13,831	11,339	384	4,924
24	31,535	14,246	11,869	390	5,030
25	32,164	14,347	12,286	397	5,134

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 2. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

図6 厚生年金保険 受給者数の推移



厚生年金保険の老齢給付受給者数を前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が10万人、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が8万人、旧法船員保険の老齢年金が2千人、旧法船員保険の通算老齢年金が4百人、旧共済組合の退職年金が2万人、旧共済組合の通算退職年金が3千人の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢厚生年金のうち老齢相当が22万人、通老相当が50万人の増加となっている（表18）。

表18 厚生年金保険 老齢給付受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金
平成15年度	10,074	7,086	1,900	1,459	43	9	7,613	5,509	518	109
16	10,490	7,492	1,781	1,374	40	8	8,168	6,002	501	108
17	10,852	7,805	1,659	1,285	38	8	8,671	6,407	483	106
18	11,234	8,169	1,544	1,200	35	7	9,190	6,858	466	104
19	11,725	8,728	1,429	1,115	33	6	9,815	7,504	448	102
20	12,287	9,485	1,316	1,043	30	6	10,512	8,336	429	101
21	12,893	10,219	1,209	978	28	5	11,245	9,136	411	100
22	13,399	10,849	1,093	889	25	5	11,891	9,858	391	98
23	13,831	11,339	982	799	23	4	12,457	10,441	371	96
24	14,246	11,869	876	712	20	4	13,000	11,060	350	92
25	14,347	12,286	776	633	18	3	13,223	11,561	330	89

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢相当」に、それ以外のは「通老相当」に計上している。

2. 新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものは「退職年金」に、それ以外のは「通算退職年金」に計上している。

② 受給権者数

平成25年度末における厚生年金保険の受給権者数は3,456万人で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,523万人、通算老齢年金が1,326万人、障害年金が57万人、遺族給付が549万人となっている（表19）。

表19 厚生年金保険 受給権者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	合 計	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成15年度	23,148	10,690	7,770	463	4,225
16	24,233	11,167	8,225	476	4,365
17	25,110	11,523	8,591	487	4,509
18	26,155	11,984	9,031	497	4,644
19	27,502	12,596	9,627	507	4,772
20	29,072	13,236	10,412	516	4,908
21	30,581	13,854	11,180	524	5,022
22	31,982	14,413	11,856	541	5,171
23	33,034	14,840	12,352	553	5,290
24	34,053	15,233	12,862	564	5,393
25	34,555	15,230	13,258	573	5,493

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

③ 在職者にかかる老齢給付の状況

平成25年度末の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は、316万人となっており、前年度末に比べて8万人（2.5%）の減少となっている（表20）。

表20 厚生年金保険 在職者にかかる老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成21年度	272.6 (88.6)	195.5 (63.5)	77.1 (25.1)	216.0 (87.1)	150.0 (63.3)	65.9 (23.9)
22	296.7 (91.7)	211.7 (65.5)	85.0 (26.2)	233.8 (90.4)	161.0 (65.3)	72.9 (25.1)
23	311.7 (101.5)	221.4 (72.2)	90.2 (29.3)	248.9 (100.2)	170.9 (71.9)	77.9 (28.3)
24	324.5 (119.2)	229.3 (84.7)	95.2 (34.5)	262.7 (117.8)	180.2 (84.2)	82.5 (33.6)
25	316.5 (136.2)	216.2 (96.5)	100.3 (39.7)	263.0 (134.8)	175.5 (96.1)	87.5 (38.8)

注1. 在職者とは、①厚生年金保険の被保険者

②適用事業所に使用される70歳以上の者（昭和12年4月2日以降生まれの者に限る）

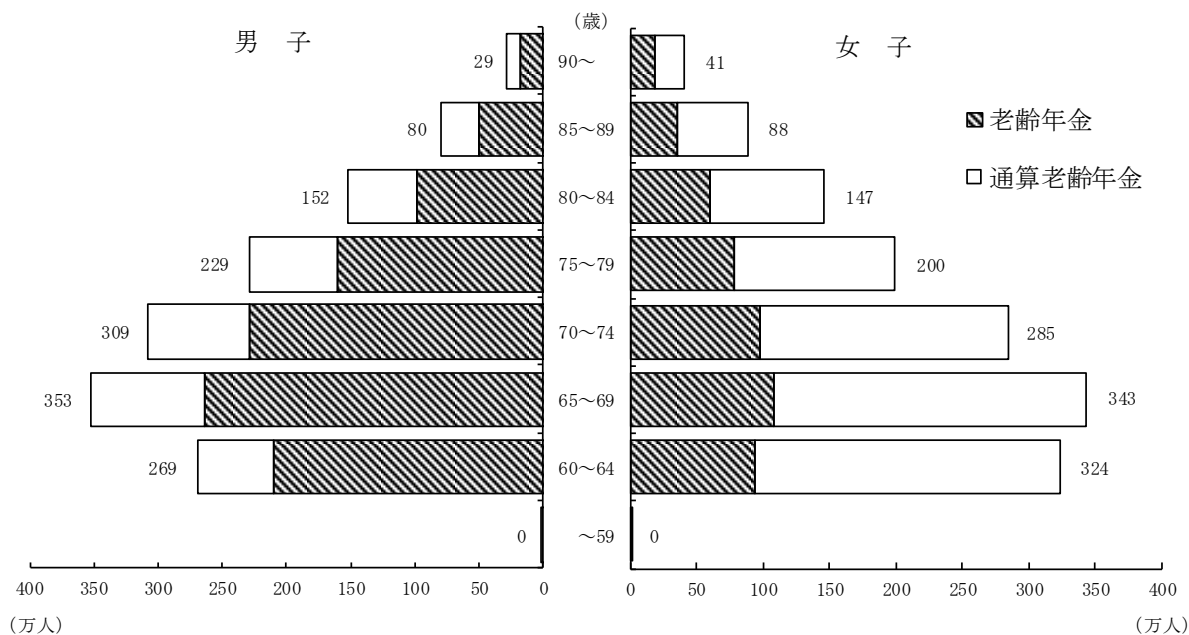
である老齢給付の受給権者及び受給者である。

2. () 内の数値は、60歳台後半の老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済組合を除く）である。なお、70歳以上の者（昭和12年4月2日以降生まれの者に限る）を含む。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

図7は、平成25年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給権者2,849万人の年齢階級別分布を示したものである。男女共に65～69歳が最も多い（男子は353万人、女子は343万人）。

図7 厚生年金保険 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成25年度末）

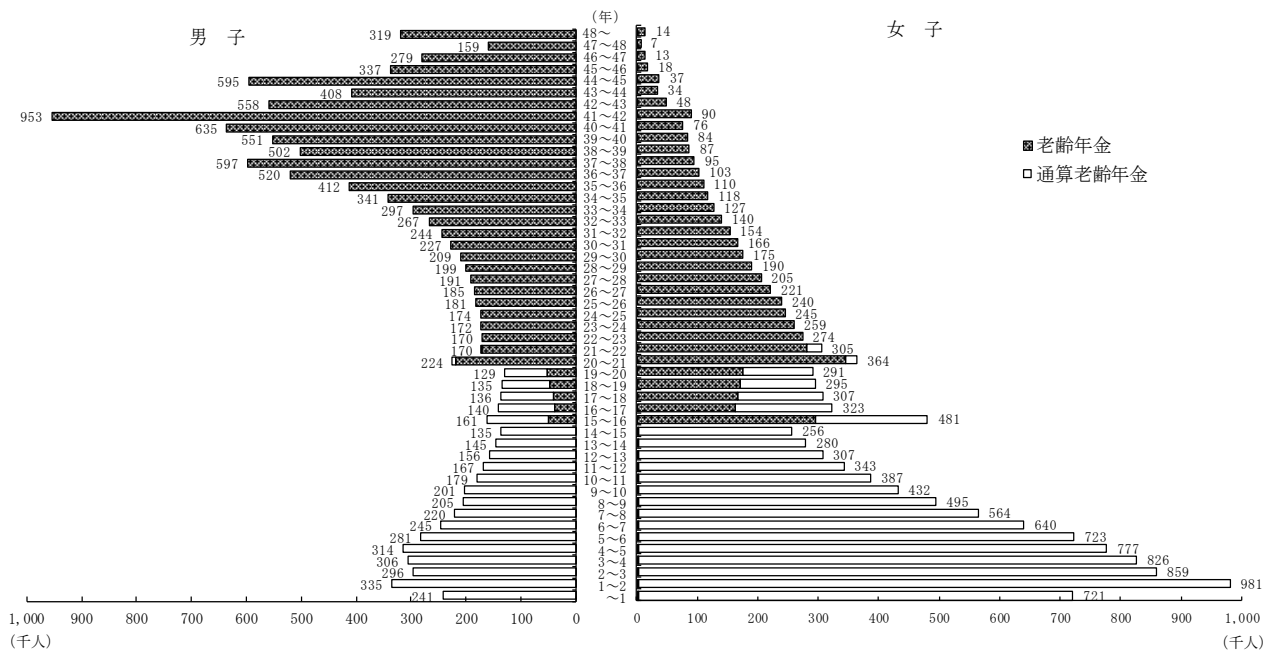


⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成25年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図8のとおりである。

男子では41年以上42年未満が最も多く（95万人）、女子では1年以上2年未満が最も多く（98万人）になっている。

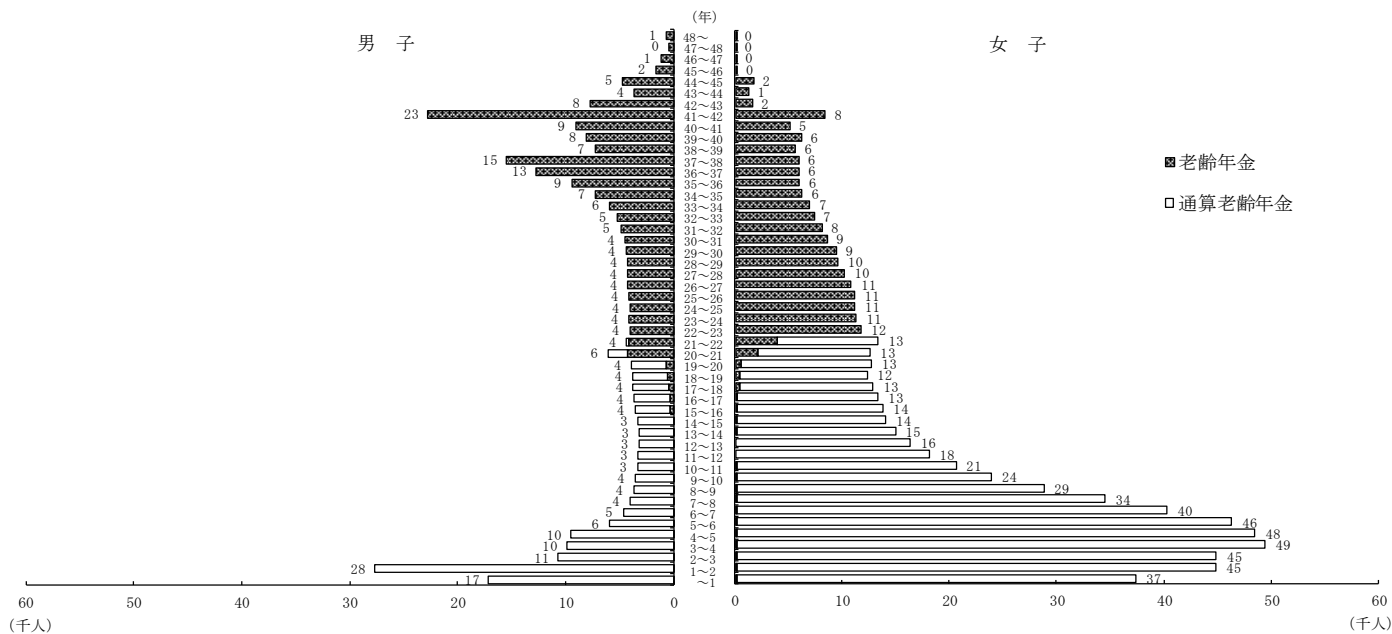
図8 厚生年金保険 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成25年度末）



平成25年度に新規裁定された厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図9のとおりである。

男子では1年以上2年未満が最も多く（3万人）、女子では3年以上4年未満が最も多く（5万人）になっている。

図9 厚生年金保険 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成25年度新規裁定）



(3) 年金額

① 年金総額

平成25年度末における厚生年金保険の受給者の年金総額は25兆6,672億円で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が17兆8,137億円で年金総額の69.4%を占めており、通算老齢年金が2兆3,718億円（年金総額の9.2%）、障害年金が2,976億円（同1.2%）、遺族年金が5兆1,739億円（同20.2%）、通算遺族年金が102億円（同0.0%）となっている（表21）。

表21 厚生年金保険 受給者年金総額（平成25年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	178,137	69.4	13,434	5.2	508	0.2	158,499	61.8	5,696	2.2
通算老齢年金	23,718	9.2	2,414	0.9	11	0.0	21,066	8.2	227	0.1
障 害 年 金	2,976	1.2	573	0.2	31	0.0	2,330	0.9	42	0.0
遺 族 年 金	51,739	20.2	4,589	1.8	247	0.1	45,497	17.7	1,407	0.5
通算遺族年金	102	0.0	98	0.0	2	0.0	・	・	2	0.0
合 計	256,672	100.0	21,107	8.2	799	0.3	227,391	88.6	7,375	2.9

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。

新法退職共済年金についても同様。

2. 割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

厚生年金保険の受給者の年金総額を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が7,332億円減少、通算老齢年金が201億円減少、障害年金が20億円減少、遺族給付が323億円増加となっている（表22、図10）。

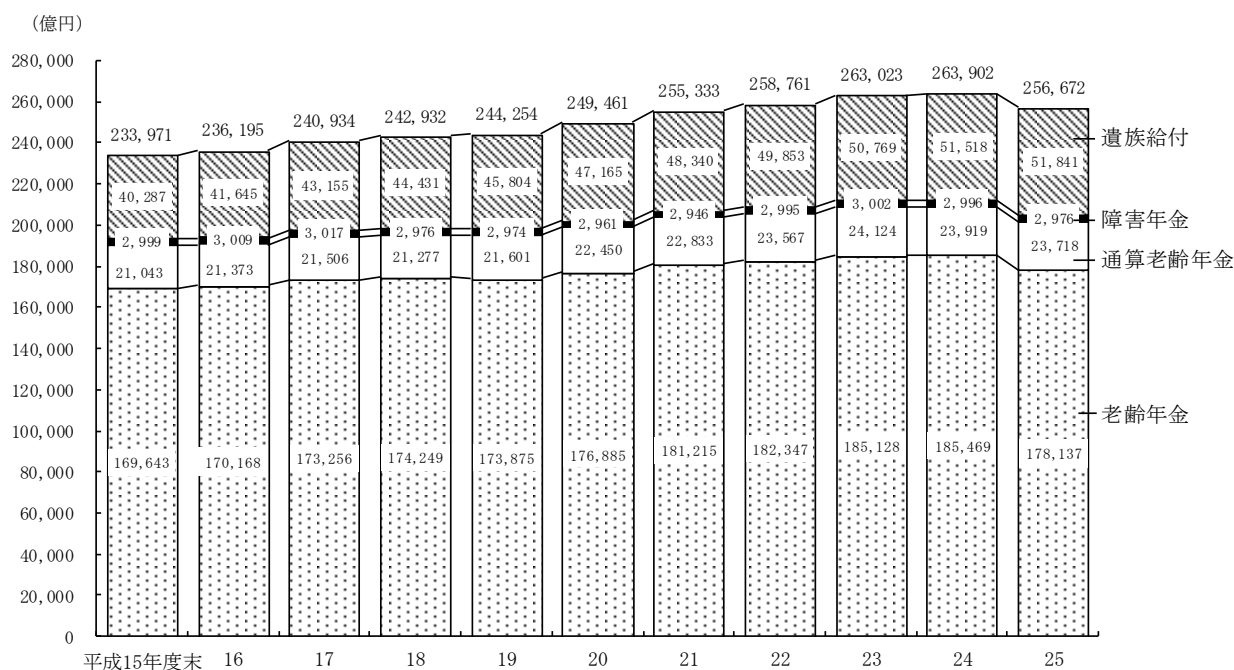
表22 厚生年金保険 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金		障 害 年 金	遺 族 給 付
平成15年度	233,971	(221,122)	169,643	(157,540)	21,043	(20,296)	2,999	40,287
16	236,195	(224,549)	170,168	(159,275)	21,373	(20,620)	3,009	41,645
17	240,934	(229,892)	173,256	(162,959)	21,506	(20,761)	3,017	43,155
18	242,932	(231,170)	174,249	(163,262)	21,277	(20,502)	2,976	44,431
19	244,254	(231,898)	173,875	(162,335)	21,601	(20,785)	2,974	45,804
20	249,461	(236,195)	176,885	(164,495)	22,450	(21,575)	2,961	47,165
21	255,333	(240,939)	181,215	(167,762)	22,833	(21,891)	2,946	48,340
22	258,761	(243,474)	182,347	(168,073)	23,567	(22,555)	2,995	49,853
23	263,023	(246,892)	185,128	(170,072)	24,124	(23,048)	3,002	50,769
24	263,902	(246,937)	185,469	(169,656)	23,919	(22,768)	2,996	51,518
25	256,672	(239,390)	178,137	(162,062)	23,718	(22,511)	2,976	51,841

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

図10 厚生年金保険 受給者年金総額の推移



厚生年金保険の老齢給付の受給者年金総額について、前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が2,053億円、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が345億円、旧法船員保険の老齢年金が73億円、旧法船員保険の通算老齢年金が2億円、新法厚生年金保険の老齢相当が4,690億円、旧共済組合の退職年金が516億円、通算退職年金が15億円の減少となっている一方、新法厚生年金保険の通老相当が161億円の増加となっている（表23）。

表23 厚生年金保険 老齢給付の受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年 度	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金
平成15年度	169,643 (157,540)	21,043 (20,296)	36,336 (35,671)	6,026 (5,916)	1,220	36	121,415 (109,978)	14,617 (13,980)	10,671	365
16	170,168 (159,275)	21,373 (20,620)	33,789 (33,246)	5,635 (5,540)	1,147	33	125,115 (114,765)	15,358 (14,700)	10,117	347
17	173,256 (162,959)	21,506 (20,761)	31,298 (30,834)	5,250 (5,168)	1,075	30	131,291 (121,458)	15,896 (15,233)	9,592	330
18	174,249 (163,262)	21,277 (20,502)	28,849 (28,420)	4,866 (4,789)	1,001	27	135,346 (124,789)	16,074 (15,376)	9,053	310
19	173,875 (162,335)	21,601 (20,785)	26,524 (26,133)	4,504 (4,431)	932	24	137,821 (126,672)	16,773 (16,030)	8,599	300
20	176,885 (164,495)	22,450 (21,575)	24,243 (23,886)	4,160 (4,093)	864	22	143,641 (131,608)	17,977 (17,169)	8,137	291
21	181,215 (167,762)	22,833 (21,891)	22,186 (21,859)	3,869 (3,807)	796	20	150,544 (137,419)	18,663 (17,784)	7,688	280
22	182,347 (168,073)	23,567 (22,555)	19,850 (19,556)	3,494 (3,436)	726	17	154,567 (140,587)	19,786 (18,831)	7,204	270
23	185,128 (170,072)	24,124 (23,048)	17,582 (17,321)	3,115 (3,062)	651	15	160,188 (145,394)	20,738 (19,714)	6,706	256
24	185,469 (169,656)	23,919 (22,768)	15,487 (15,257)	2,759 (2,712)	581	13	163,189 (147,606)	20,905 (19,800)	6,212	242
25	178,137 (162,062)	23,718 (22,511)	13,434 (13,233)	2,414 (2,372)	508	11	158,499 (142,625)	21,066 (19,901)	5,696	227

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢相当」に、それ以外のは「通老相当」に計上している。
 注2. 新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものは「退職年金」に、それ以外のは「通算退職年金」に計上している。
 注3. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

② 平均年金月額

平成25年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給者平均年金月額、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万8千円、通算老齢年金が5万7千円となっている（表24）。

表24 厚生年金保険 受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金	(再掲)		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		基礎または定額あり	基礎及び定額なし			
平成21年度	156,692	167,338	78,571	56,038	105,733	88,691
22	153,344	165,455	80,748	55,500	105,559	88,607
23	152,396	163,254	80,509	55,784	105,277	87,967
24	151,374	162,138	76,790	56,701	104,850	87,259
25	148,409	158,688	77,934	57,334	103,175	85,913

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 注2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
 注3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
 注4. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成21年度は62歳までと63歳以降で、平成22年度から平成24年度は63歳までと64歳以降で、平成25年度は64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成25年度に61歳に引き上げられたことにより、平成25年度の60歳の老齢年金受給権者数は大幅に減少し、坑内員または船員であった被保険者期間が15年以上ある受給権者のみとなるため平均年金月額が高くなっている。（表25）。

表25 厚生年金保険 老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成21年度	41.7	58.6	62.4	51.5	37.0	698.9
22	40.2	57.4	60.7	63.9	52.3	713.0
23	37.7	51.3	59.1	61.9	65.1	740.2
24	35.7	48.0	52.9	60.1	63.0	781.5
25	1.0	45.1	49.2	53.7	60.9	820.1

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成21年度	99,791	101,648	103,509	174,579	181,423	193,393
22	97,681	100,120	102,773	106,520	177,823	192,323
23	96,925	98,186	100,893	105,374	172,685	189,747
24	96,584	97,799	98,993	104,269	170,662	187,290
25	131,754	96,735	97,759	101,710	105,755	183,155

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平成24年度までの「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成21年度から平成23年度は61歳までと62歳以降で、平成24年度と平成25年度は62歳までと63歳以降で大きな違いが見られる（表26）。

表26 厚生年金保険 老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成21年度	16.3	22.9	24.4	19.7	13.9	338.1
22	16.1	22.4	23.8	24.9	20.0	346.8
23	15.0	20.4	23.2	24.3	25.3	360.6
24	13.7	18.9	20.9	23.7	24.7	380.1
25	12.2	17.2	19.4	21.5	24.0	398.7

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成21年度	46,083	46,369	97,476	93,692	93,307	111,681
22	46,733	47,035	98,422	96,132	92,533	111,670
23	47,235	47,634	99,438	97,508	94,136	110,945
24	48,864	48,277	47,940	98,151	94,982	110,655
25	49,532	49,541	48,210	96,204	94,958	109,314

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

表27は厚生年金保険の老齢年金受給権者の給付状況の推移を示したものである。平成25年度末における受給権者数は1,523万人、その平均年金月額は14万6千円となっており、前年度末と比べると、受給権者数は横ばいであり、平均年金月額は2千円の減少となっている。

表27 厚生年金保険 老齢年金の受給権者数及び平均年金月額の推移

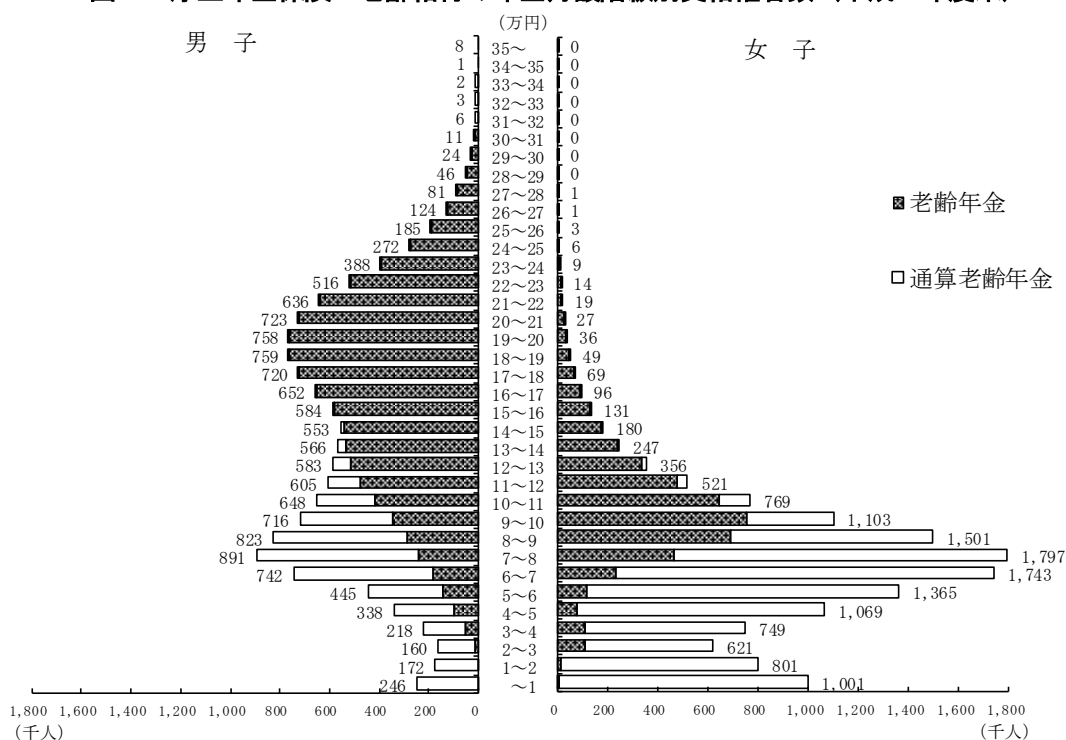
年 度	合 計		旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金 (老齢相当)		旧共済組合 退職年金・ 退職共済年金 (退年相当)	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
平成15年度	10,690	169 (159)	1,903	159 (156)	43	236	8,222	170 (158)	523	182
16	11,167	165 (156)	1,783	158 (156)	40	236	8,837	165 (154)	506	179
17	11,523	165 (156)	1,662	157 (155)	38	237	9,336	165 (155)	488	177
18	11,984	162 (154)	1,546	156 (153)	35	237	9,934	162 (153)	470	175
19	12,596	158 (149)	1,431	155 (152)	33	238	10,681	157 (147)	452	173
20	13,236	155 (146)	1,317	154 (151)	30	239	11,455	155 (145)	433	172
21	13,854	153 (144)	1,211	153 (151)	28	240	12,201	153 (143)	415	171
22	14,413	150 (141)	1,094	151 (149)	25	240	12,900	149 (139)	394	169
23	14,840	149 (140)	983	149 (147)	23	240	13,461	149 (138)	374	167
24	15,233	148 (139)	877	147 (145)	20	240	13,982	148 (137)	353	179
25	15,230	146 (136)	777	144 (142)	18	238	14,102	145 (134)	333	176

注1. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。
 2. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。
 3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」としている。
 4. 新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」としている。

③ 年金月額階級別受給権者数

平成25年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図11である。男子は、通算老齢年金を中心に7～8万円をピークとする山と、老齢年金の18～19万円をピークとする山に分かれているが、女子では7～8万円がピークとなっている。

図11 厚生年金保険 老齢給付の年金月額階級別受給権者数（平成25年度末）



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

平成25年度末における厚生年金保険の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表28、図12である。男子は、15～20万円が男子全体の33.6%を占めており、より詳細にみると18～19万円をピークとする山型となっている。女子は、5～10万円が46.1%と半数近くを占めており、より詳細にみると9～10万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

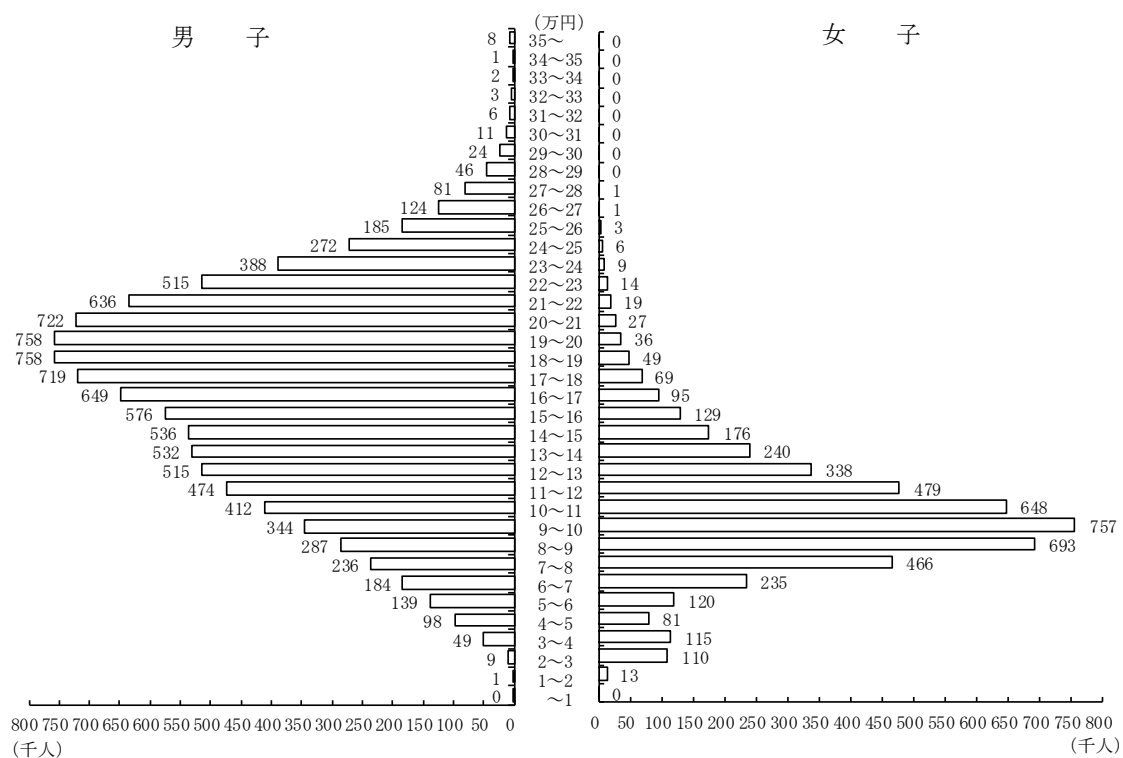
表28 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成25年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	15,230	100.0	10,301	100.0	4,929	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	478	3.1	158	1.5	319	6.5
5 ～ 10	3,461	22.7	1,190	11.6	2,271	46.1
10 ～ 15	4,349	28.6	2,468	24.0	1,880	38.1
15 ～ 20	3,837	25.2	3,459	33.6	378	7.7
20 ～ 25	2,608	17.1	2,534	24.6	74	1.5
25 ～ 30	466	3.1	461	4.5	6	0.1
30 ～	32	0.2	31	0.3	0	0.0
平均年金月額（円）	145,596		166,418		102,086	

注1. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

2. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

図12 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成25年度末）



平成25年度に新規裁定された厚生年金保険の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表29、図13である。男子は、月額5～10万円が42.2%を占めているが、より詳細にみると10～11万円をピークとする山型となっている。女子は、月額5万円未満が57.0%を占めており、より詳細にみると3～4万円をピークとして、おおむね年金月額が高くなるにつれて受給権者数が少なくなっている。

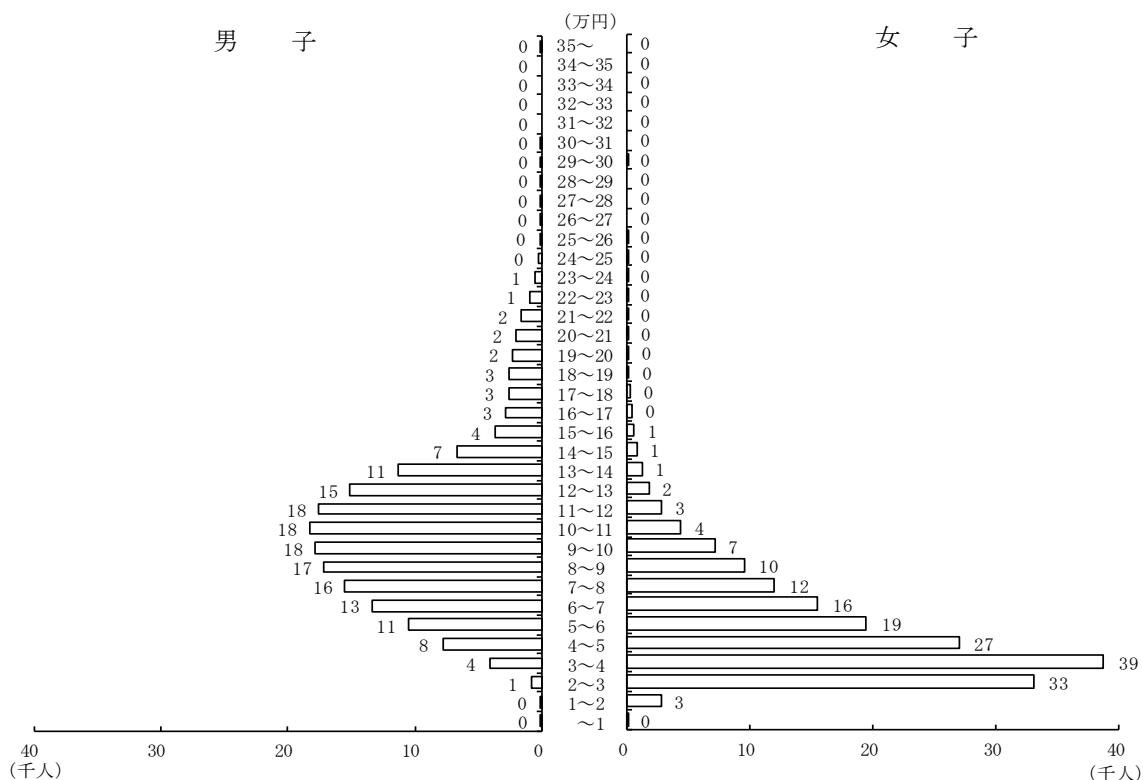
表29 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成25年度新規裁定）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	354	100.0	176	100.0	178	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	114	32.3	13	7.3	102	57.0
5 ～ 10	138	39.0	74	42.2	64	35.8
10 ～ 15	80	22.6	69	39.2	11	6.2
15 ～ 20	16	4.4	14	8.0	2	0.9
20 ～ 25	6	1.6	5	3.1	0	0.1
25 ～ 30	0	0.1	0	0.2	0	0.0
30 ～	0	0.0	0	0.0	-	0.0
平均年金月額（円）	78,534		103,984		53,331	

注1. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

2. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

図13 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成25年度新規裁定）



④ 雇用保険

平成25年度末における失業給付との調整に該当する受給権者数は5万8千人、総停止年金額は384億円、平均停止月額額は5万5千円となっている。高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は34万人、停止総額は431億円、平均停止月額額は1万1千円となっている（表30）。

表30 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整状況の推移

【失業給付】

(年度末現在)

年 度	件 数			総停止年金額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
平成21年度	87,002	74,276	12,726	76,455,793	73,458,830	2,996,963	73,232	82,417	19,625
22	78,311	65,135	13,176	64,592,274	61,471,216	3,121,058	68,735	78,646	19,740
23	78,622	63,564	15,058	65,743,544	61,995,654	3,747,890	69,683	81,277	20,741
24	68,582	55,391	13,191	55,282,812	52,364,740	2,918,072	67,174	78,780	18,435
25	58,449	42,179	16,270	38,385,883	34,929,369	3,456,514	54,728	69,010	17,704

【高年齢雇用継続給付】

(年度末現在)

年 度	件 数			高年齢雇用継続給付による停止総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
平成21年度	301,012	293,709	7,303	37,644,856	36,991,439	653,417	10,422	10,495	7,456
22	345,023	336,177	8,846	42,375,893	41,593,250	782,644	10,235	10,310	7,373
23	365,007	355,440	9,567	46,588,058	45,714,392	873,666	10,636	10,718	7,610
24	360,777	351,156	9,621	46,041,600	45,152,211	889,389	10,635	10,715	7,704
25	339,570	329,945	9,625	43,145,970	42,257,765	888,204	10,588	10,673	7,690

⑤ 離婚等に伴う年金分割の状況

表31は厚生年金保険における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数の推移を示したものである。平成25年度に分割された件数は2万2千件で、前年度と比べ2千件増加している。分割件数のうち、3号分割のみの件数は1千9百件で、前年度と比べ7百件増加している。

表31 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総 数 (件)			【参考】 離婚件数 (組)
		離婚分割	3号分割のみ	
平成21年度	15,004	14,850	154	257,472
22	18,674	18,282	392	250,599
23	18,231	17,462	769	241,370
24	19,361	18,252	1,109	237,242
25	21,519	19,663	1,856	234,341

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
 4. 離婚件数は、「人口動態統計速報（平成26年3月分）」（厚生労働省大臣官房統計情報部）による年度累計である。

<離婚分割に係る状況>

図14は平成25年度における離婚分割者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（第1号改定者）、納付記録の分割を受けた者（第2号改定者）共に40～44歳の割合が最も高くなっている。

図14 離婚分割者の年齢構成（平成25年度）

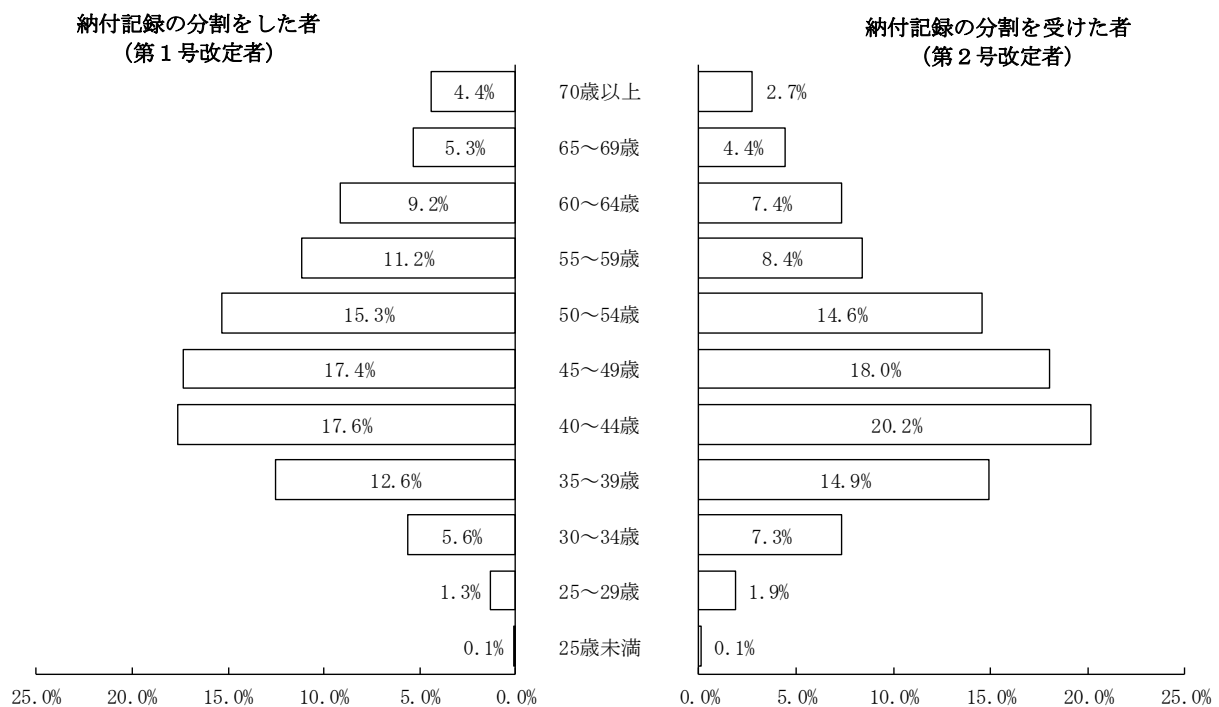


表32は離婚分割の分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成25年度では15～20年の割合が18.3%と最も高くなっている。

表32 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移

(単位：%)

	分割対象期間								
	以上 未満～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
平成21年度	3.9	12.1	16.4	16.2	15.6	12.8	10.3	7.4	5.3
22	4.0	12.7	17.1	17.5	15.5	12.9	8.7	6.8	4.8
23	3.8	13.8	18.5	17.7	14.5	12.8	7.8	6.5	4.7
24	2.9	13.0	18.0	17.7	15.7	13.0	8.4	6.0	5.2
25	2.5	12.8	18.1	18.3	15.9	13.1	7.9	5.5	5.9

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表33は離婚分割の按分割合別件数割合の推移を示したものである。按分割合は50%が95.7%とほとんどを占めている。

表33 離婚分割 按分割合別件数割合の推移

(単位：%)

	按分割合					
	以上 未満～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成21年度	0.0	0.2	0.7	2.0	3.1	94.0
22	0.0	0.1	0.6	1.7	3.0	94.5
23	0.0	0.1	0.6	1.7	2.5	95.1
24	0.0	0.2	0.6	1.6	2.5	95.2
25	0.0	0.1	0.4	1.4	2.4	95.7

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表34は受給権者である離婚分割者の分割改定前後の平均年金月額等の推移を示したものである。平成25年度では第1号改定者においては改定前14万1千円、改定後11万1千円、第2号改定者においては改定前5万円、改定後8万1千円となっており、変動差はそれぞれ3万円と3万1千円となっている。

表34 離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数 (人)	平均年金月額(円)			件数 (人)	平均年金月額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成21年度	3,099	146,980	115,626	△ 31,353	2,199	49,185	80,523	31,337
22	3,354	144,425	110,896	△ 33,529	2,336	46,054	79,679	33,625
23	3,068	140,756	108,795	△ 31,961	2,112	44,620	77,134	32,513
24	3,486	141,503	110,967	△ 30,536	2,432	48,241	79,595	31,354
25	3,524	141,176	110,733	△ 30,444	2,619	49,833	80,856	31,022

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。

＜3号分割のみの年金分割に係る状況＞

図15は平成25年度における3号分割のみ改定者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（特定被保険者）は35～39歳の割合が最も高く、納付記録の分割を受けた者（被扶養配偶者）は30～34歳の割合が最も高くなっている。

図15 3号分割のみ改定者の年齢構成（平成25年度）

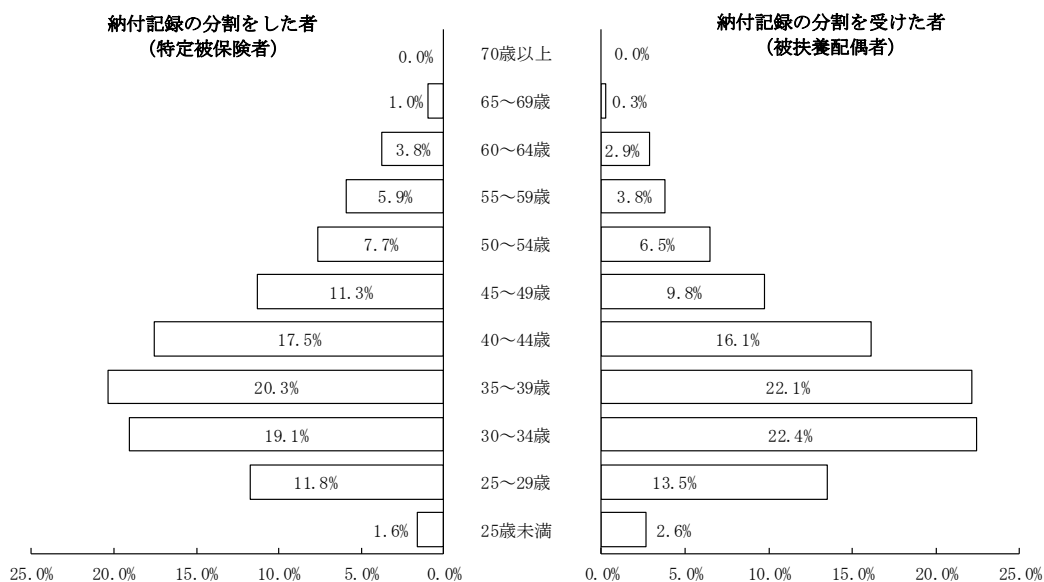


表35は3号分割のみの分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成25年度では3～4年（25.8%）の割合が最も高くなっている。

表35 3号分割のみ 分割対象期間別件数割合の推移

（単位：％）

	分割対象期間					
	以上 未満	1年 ～1年	2年 ～2年	3年 ～3年	4年 ～4年	5年 ～5年
平成21年度	35.7	64.3	・	・	・	・
22	24.5	36.2	39.3	・	・	・
23	9.9	29.5	35.0	25.6	・	・
24	6.4	17.5	27.8	28.0	20.3	・
25	5.6	11.1	18.2	25.8	22.1	17.1

表36は受給権者である3号分割のみ者の分割改定前後の平均年金月額等の推移を示したものである。平成25年度においては、男子は改定前10万3千円、改定後9万9千円、女子は改定前2万円、改定後2万3千円となっている。

表36 3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男子				女子			
	件数 (人)	平均年金月額 (円)			件数 (人)	平均年金月額 (円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成22年度	15	90,311	89,261	△ 1,050	10	17,067	17,879	812
23	28	91,199	88,731	△ 2,468	13	18,650	20,574	1,924
24	53	115,413	112,690	△ 2,723	24	10,756	13,099	2,343
25	65	103,490	99,090	△ 4,401	37	20,321	23,038	2,717

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

(4) 収支状況

厚生年金保険の実質的な収支状況の推移を示したものが表37及び図16である。

平成25年度における収入のうち、保険料収入は25兆472億円、国庫負担（一般会計からの受入）は8兆3,058億円となっている。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が35兆7,754億円、実質的な支出総額が37兆6,371億円となっており、収支差引残は1兆8,617億円の不足となっている。

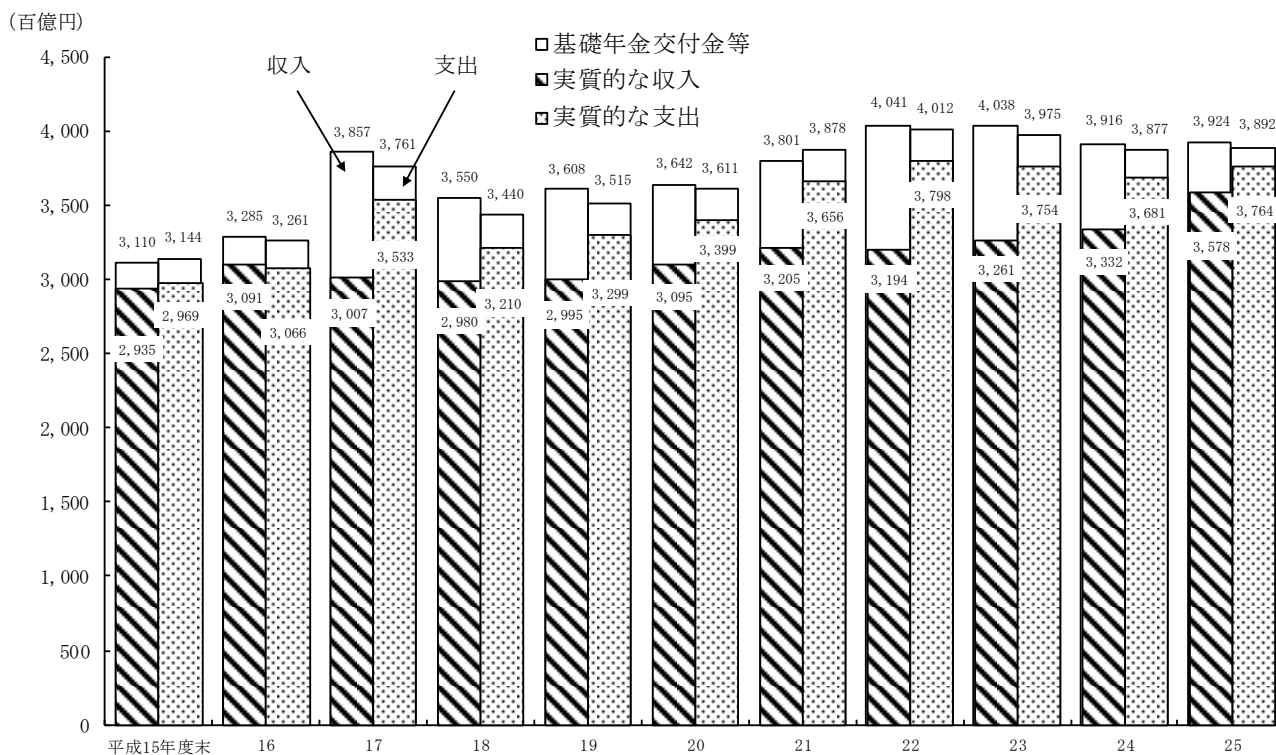
表37 厚生年金保険の実質的な収支状況の推移

(単位：億円)

	収入合計 (実質)	(再掲)		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成21年度	320,463	222,409	77,983	365,599	△ 45,136
22	319,356	227,252	84,326	379,804	△ 60,448
23	326,080	234,699	84,992	375,420	△ 49,341
24	333,206	241,549	80,583	368,115	△ 34,909
25	357,754	250,472	83,058	376,371	△ 18,617

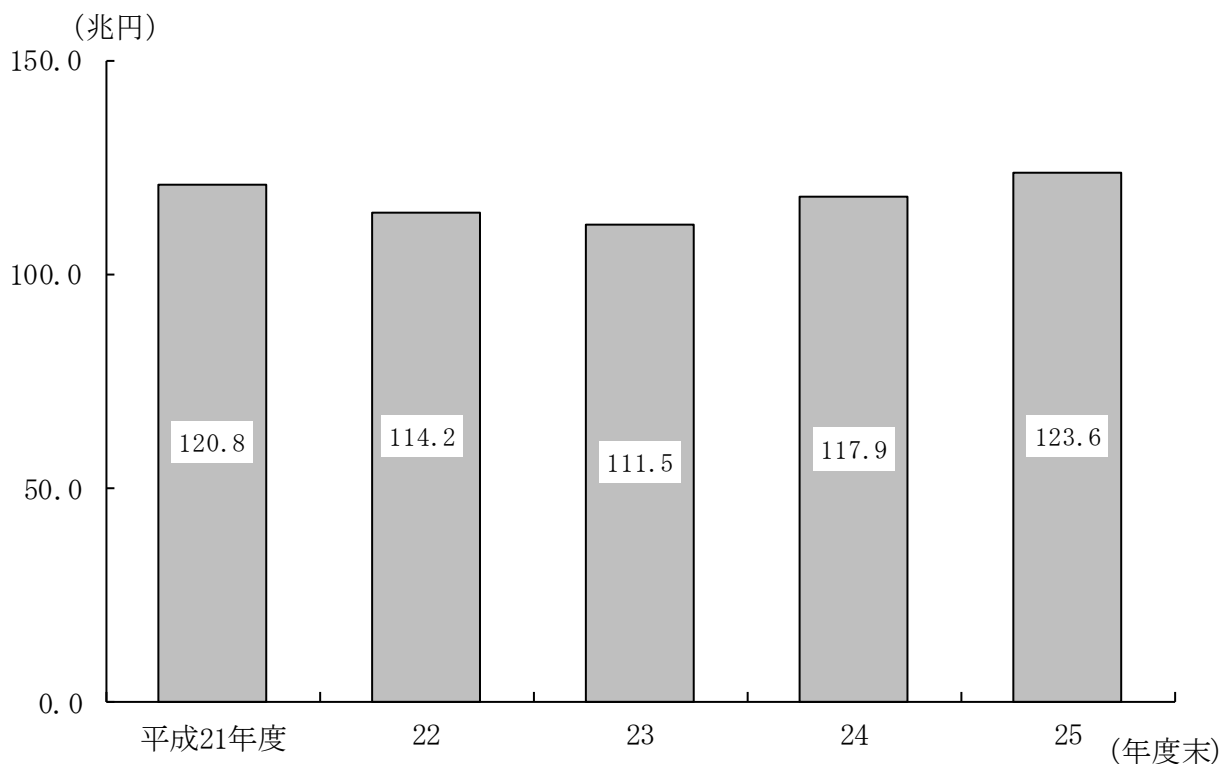
注．収入（支出）合計は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

図16 厚生年金保険 収支状況の推移



平成25年度末の時価ベースの厚生年金保険の積立金残高は、123兆6千億円となり、前年度末から5兆7千億円の増加となっている（図17）。

図17 厚生年金保険の積立金の推移（年金特別会計厚生年金勘定）（時価ベース）



注1. 年金積立金は、年金特別会計で管理する積立金等一部を除き、厚生労働大臣が直接、年金積立金管理運用独立行政法人に寄託して管理運用する仕組みとなっている。

2. 年金積立金全体に係る運用実績（収益率）は、平成21年度7.54%、平成22年度△0.26%、平成23年度2.17%、平成24年度9.57%、平成25年度8.22%である。

（出所：「平成25年度 年金積立金運用報告書」）

4. 国民年金

(1) 被保険者の状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

① 被保険者数

平成25年度末における第2号被保険者を除く被保険者数は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）が1,805万人（男子928万人、女子878万人）、第3号被保険者が945万人（男子11万人、女子934万人）となっている。

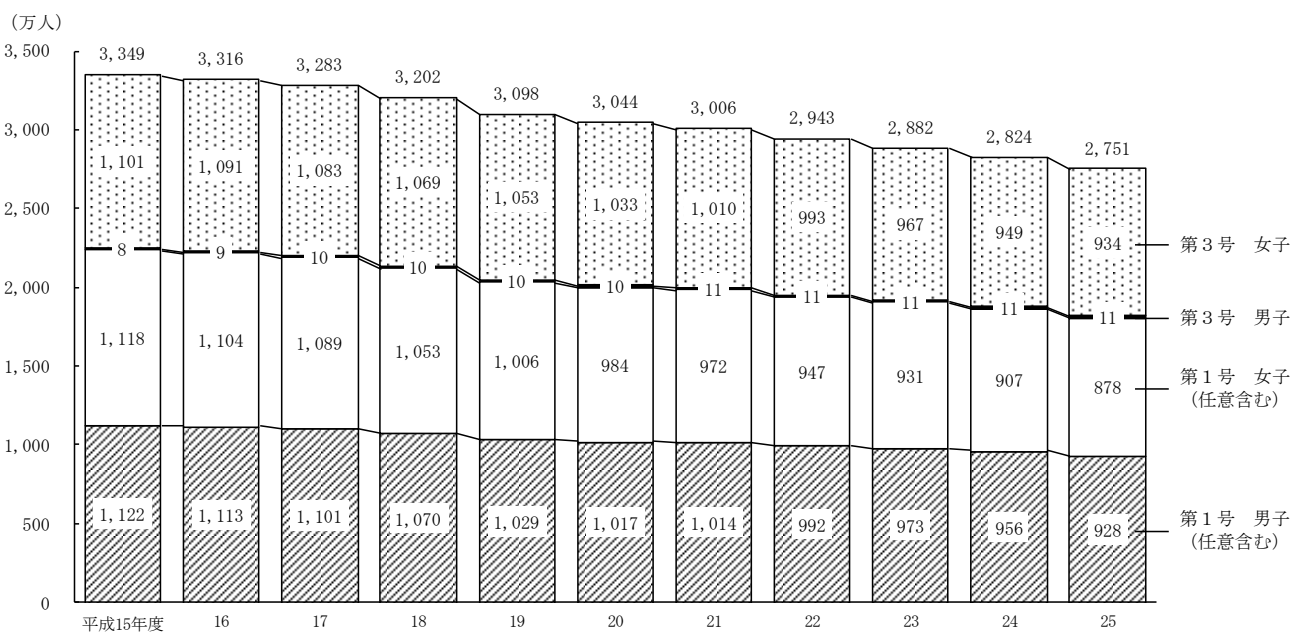
被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は58万人、第3号被保険者は15万人の減少となっている（表38、図18）。

表38 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)			第1号被保険者						任意加入被保険者			第3号被保険者		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子			
平成15年度	22,400	11,217	11,183	22,077	11,130	10,947	323	86	236	11,094	80	11,014			
16	22,170	11,133	11,036	21,828	11,040	10,788	342	93	249	10,993	88	10,905			
17	21,903	11,010	10,893	21,576	10,920	10,656	327	90	237	10,922	96	10,827			
18	21,230	10,696	10,535	20,911	10,606	10,305	320	90	230	10,789	99	10,690			
19	20,354	10,292	10,062	20,015	10,194	9,821	339	98	241	10,628	100	10,528			
20	20,007	10,170	9,837	19,661	10,068	9,593	346	102	244	10,436	104	10,333			
21	19,851	10,135	9,716	19,507	10,030	9,477	344	105	239	10,209	110	10,099			
22	19,382	9,915	9,467	19,038	9,808	9,230	345	107	237	10,046	114	9,932			
23	19,044	9,730	9,314	18,717	9,624	9,093	327	106	222	9,778	111	9,667			
24	18,637	9,563	9,075	18,344	9,466	8,878	294	97	197	9,602	112	9,490			
25	18,054	9,275	8,779	17,788	9,186	8,602	266	89	177	9,454	111	9,343			

図18 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移



平成25年度末における保険料全額免除者数は606万人（法定免除者数134万人、申請全額免除者数249万人、学生納付特例者数176万人、若年者納付猶予者数46万人）となり、第1号被保険者数（任意加入被保険者を含まない）に占める割合は34.1%（法定免除7.5%、申請全額免除14.0%、学生納付特例9.9%、若年者納付猶予2.6%）で、前年度末と比較して2.1ポイント上昇している。

また、保険料申請一部免除者数は59万人で、前年度末に比べて11万人増加している。第1号被保険者数（任意加入被保険者を含まない）に占める割合は3.3%で、前年度末に比べて0.7ポイント上昇している（表39、図19）。

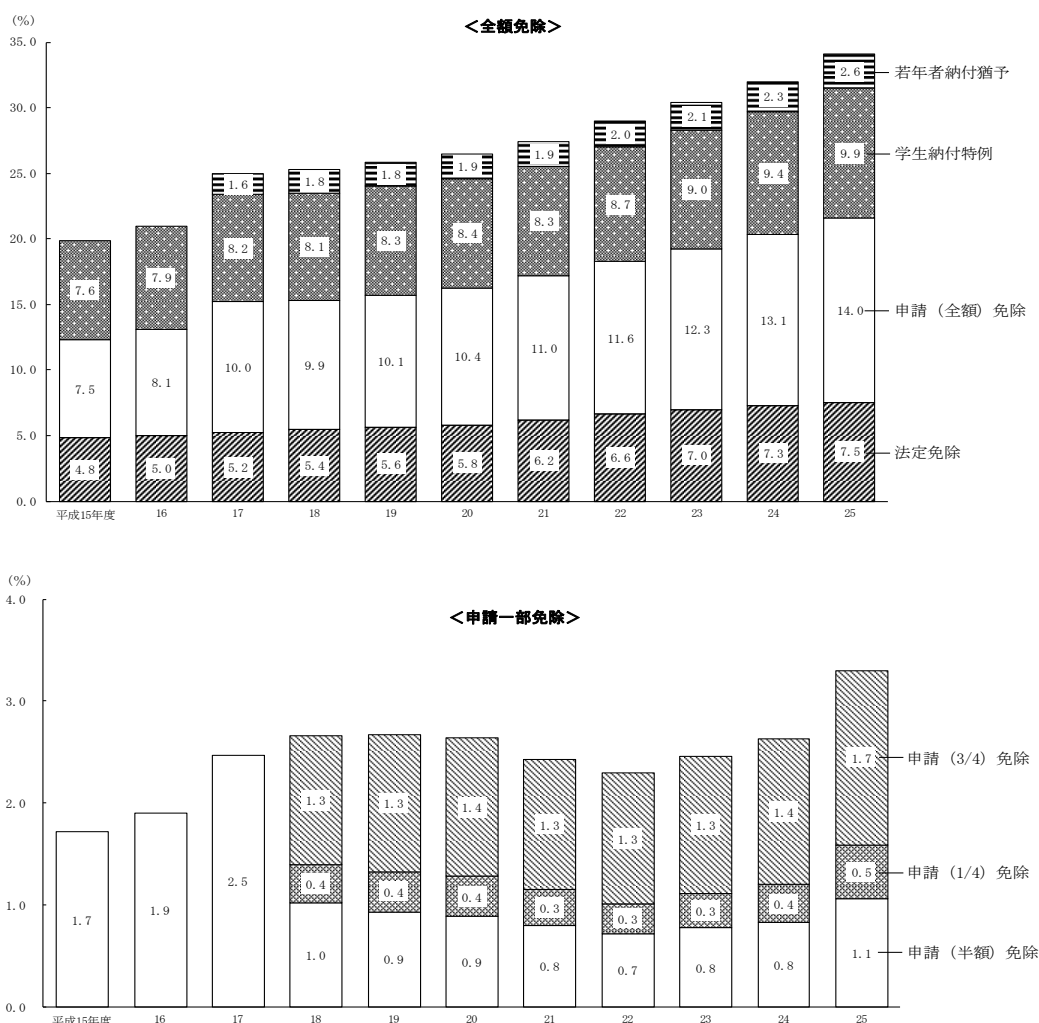
表39 国民年金 保険料全額免除者数、申請一部免除者数の推移

年 度	保険料全額免除者数（千人）					全額免除割合（%）					保険料申請一部免除者数（千人）				
	合 計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	若年者納付猶予	合 計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	若年者納付猶予	合 計	申請一部免除割合（%）			
												申請（3/4）免除	申請（半額）免除	申請（1/4）免除	
平成15年度	4,388	1,062	1,649	1,676	・	19.9	4.8	7.5	7.6	・	378	1.7	・	378	・
16	4,582	1,093	1,762	1,728	・	21.0	5.0	8.1	7.9	・	414	1.9	・	414	・
17	5,383	1,126	2,156	1,760	341	24.9	5.2	10.0	8.2	1.6	533	2.5	・	533	・
18	5,281	1,135	2,069	1,703	373	25.3	5.4	9.9	8.1	1.8	556	2.7	264	213	79
19	5,173	1,129	2,017	1,657	369	25.8	5.6	10.1	8.3	1.8	535	2.7	270	187	78
20	5,209	1,144	2,043	1,651	371	26.5	5.8	10.4	8.4	1.9	518	2.6	267	175	77
21	5,350	1,203	2,146	1,627	374	27.4	6.2	11.0	8.3	1.9	474	2.4	250	156	67
22	5,513	1,263	2,215	1,659	376	29.0	6.6	11.6	8.7	2.0	436	2.3	243	137	56
23	5,684	1,306	2,300	1,685	393	30.4	7.0	12.3	9.0	2.1	460	2.5	253	145	62
24	5,870	1,336	2,394	1,718	421	32.0	7.3	13.1	9.4	2.3	482	2.6	262	151	69
25	6,059	1,341	2,495	1,764	460	34.1	7.5	14.0	9.9	2.6	587	3.3	304	188	95

注1. 全額免除割合とは、保険料全額免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない）に占める割合である。

注2. 申請一部免除割合とは、申請（3/4、半額及び1/4）免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない）に占める割合である。

図19 国民年金 保険料免除割合の推移



② 資格取得の状況

平成25年度の資格取得者数の第1号被保険者数に対する割合は27.9%となっている。第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が引き続き多い傾向にある(表40)。

表40 国民年金 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数の推移

(単位：万人)

	第1号被保険者数 (任意加入含む) (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)				
				第2号からの 移行者等	第3号からの 移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成21年度	1,985	510	25.7	321	72	105	54	51
22	1,938	464	23.9	283	65	105	55	50
23	1,904	472	24.8	282	77	106	57	49
24	1,864	480	25.8	302	66	104	56	49
25	1,805	505	27.9	323	80	103	53	50

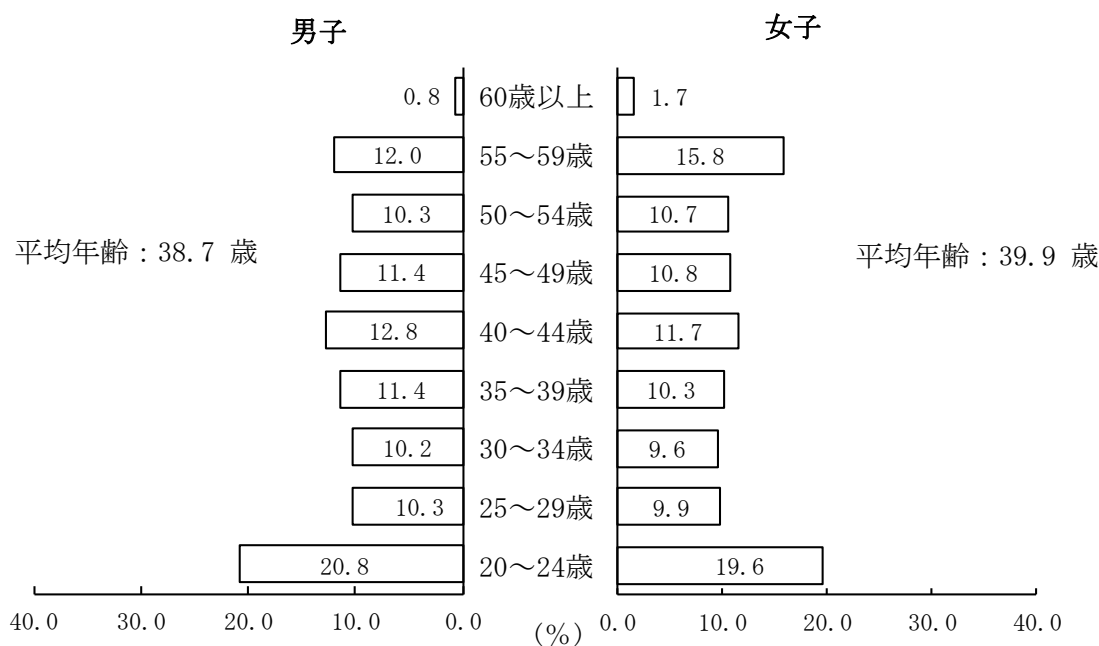
注1. 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

2. 「割合(%)」は、各年度末時点における第1号被保険者数(任意加入被保険者数を含む)に対するものである。

③ 年齢構成

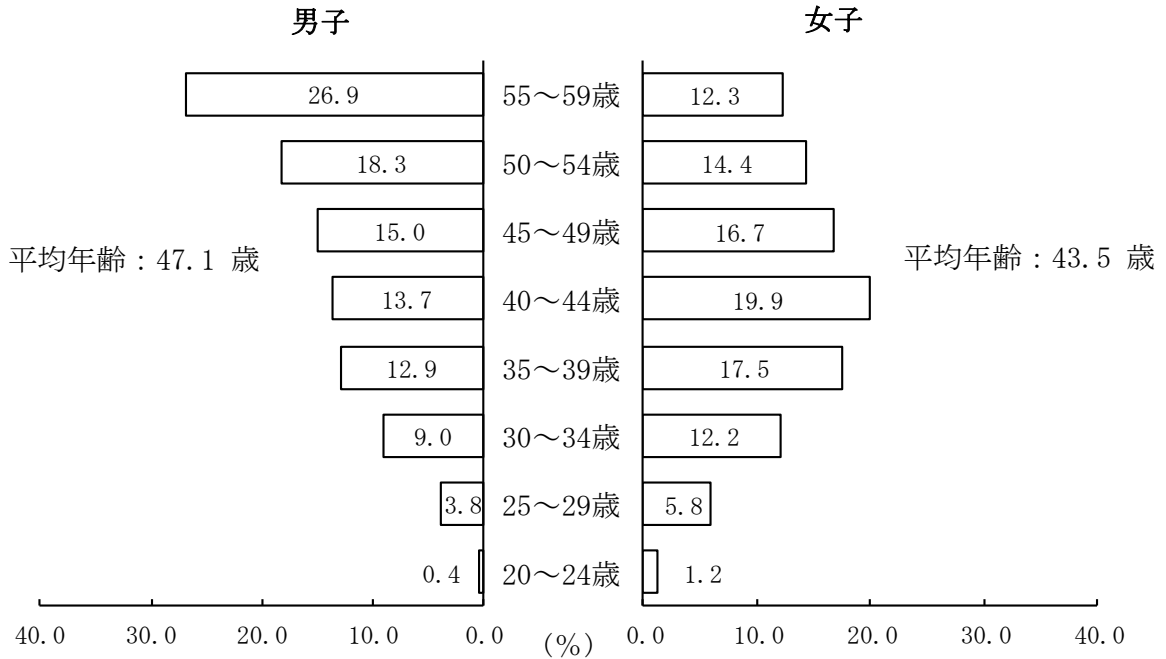
平成25年度末の国民年金被保険者の年齢構成をみると、第1号被保険者では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで男子は40～44歳、女子は55～59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は40～44歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は38.7歳、女子は39.9歳となっている。(図20、図21)。

図20 国民年金 第1号被保険者の年齢構成(平成25年度末)



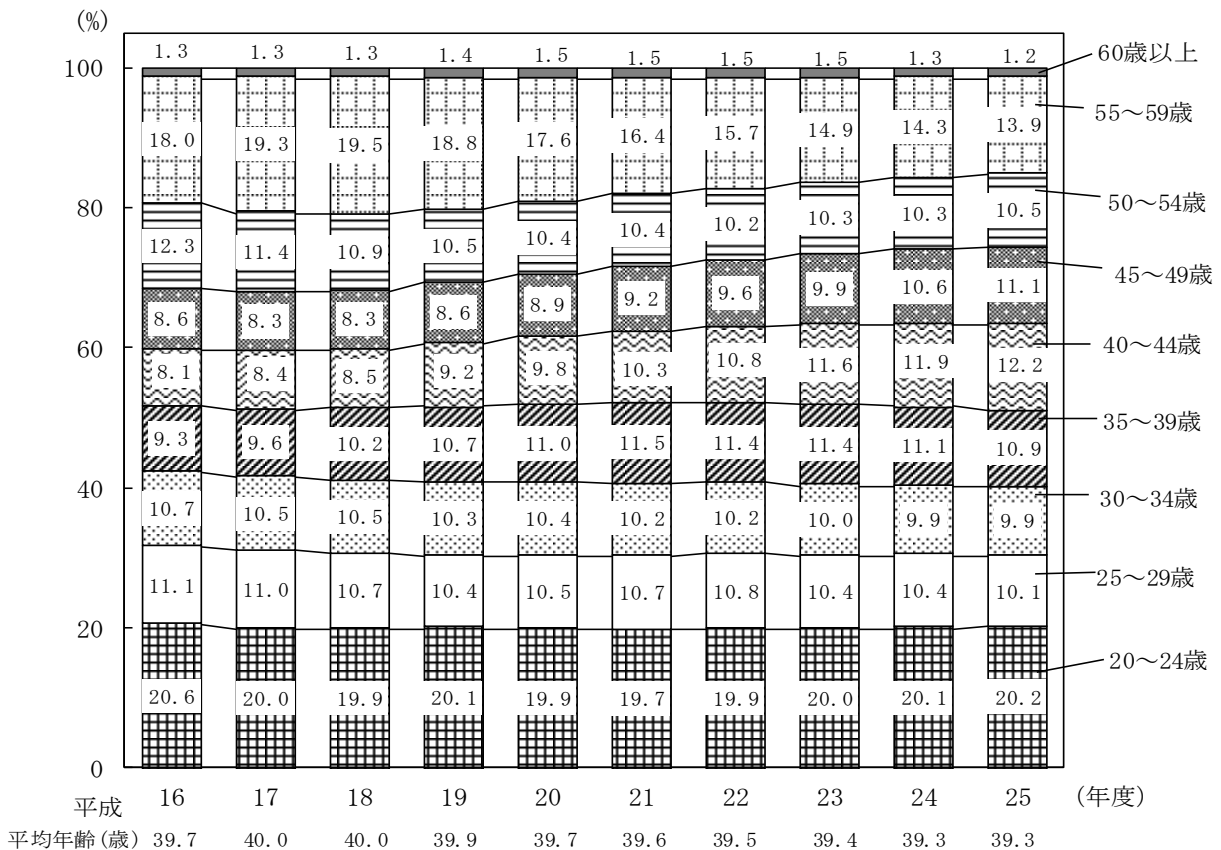
注. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

図21 国民年金 第3号被保険者の年齢構成（平成25年度末）



第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）の年齢構成の推移をみると、いずれの年度でも20～24歳の割合が最も高く、次に55～59歳の割合が高くなっている(図22)。

図22 国民年金 第1号被保険者の年齢構成の推移



注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 2. 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

④ 保険料の納付状況

平成25年度中に納付された現年度分保険料の納付状況は、納付対象月数が前年度から793万月分（5.2%）の減少、納付月数が前年度に比べ193万月分（2.1%）の減少となった結果、納付率は60.9%となり、前年度の59.0%から1.9ポイントの上昇となっている。

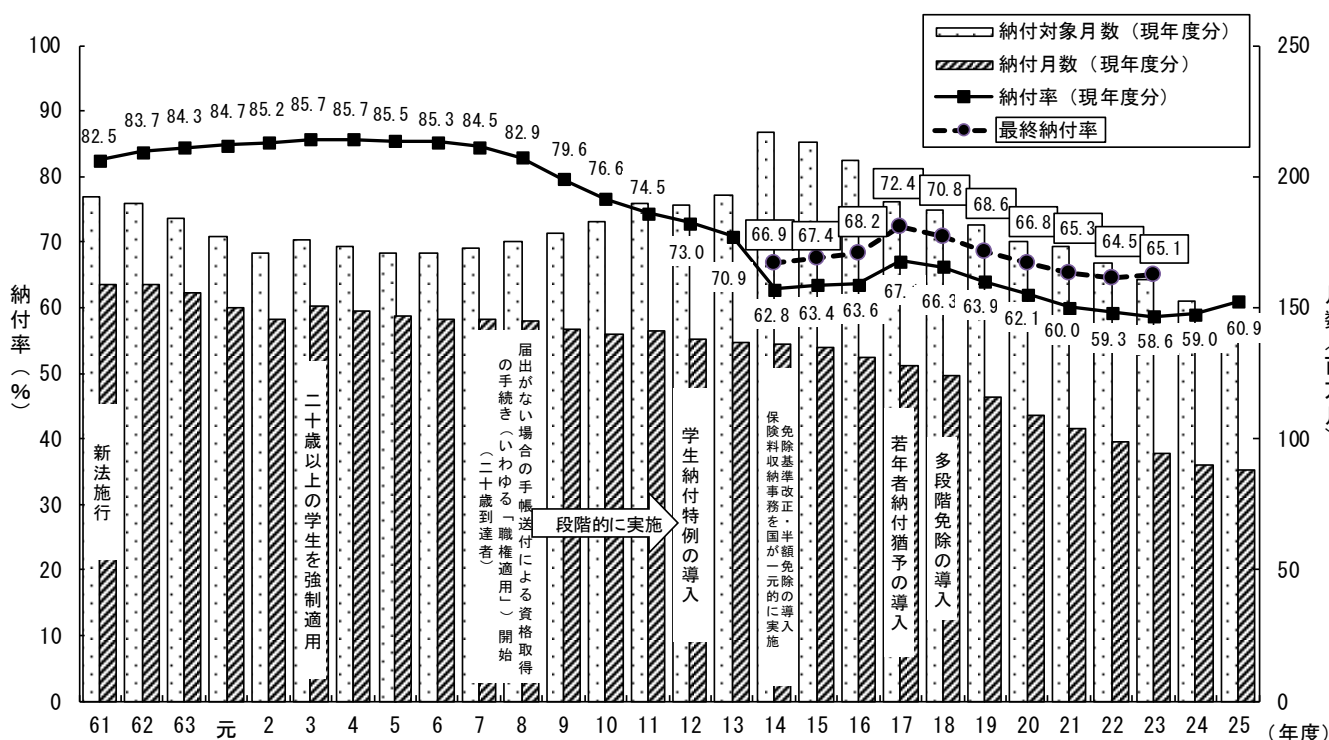
また、平成25年度までに過年度分として納付された保険料を加えた平成23年度分の最終納付率は65.1%となっている（表41、図23）。

表41 国民年金 納付対象月数及び納付月数の推移（現年度分）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
納付対象月数	17,308 (△ 1.2)	16,679 (△ 3.6)	16,042 (△ 3.8)	15,274 (△ 4.8)	14,481 (△ 5.2)
納付月数	10,381 (△ 4.5)	9,893 (△ 4.7)	9,407 (△ 4.9)	9,010 (△ 4.2)	8,817 (△ 2.1)

注．納付対象月数及び納付月数の（ ）内数値は、対前年度比（%）である。

図23 国民年金 納付率等の推移



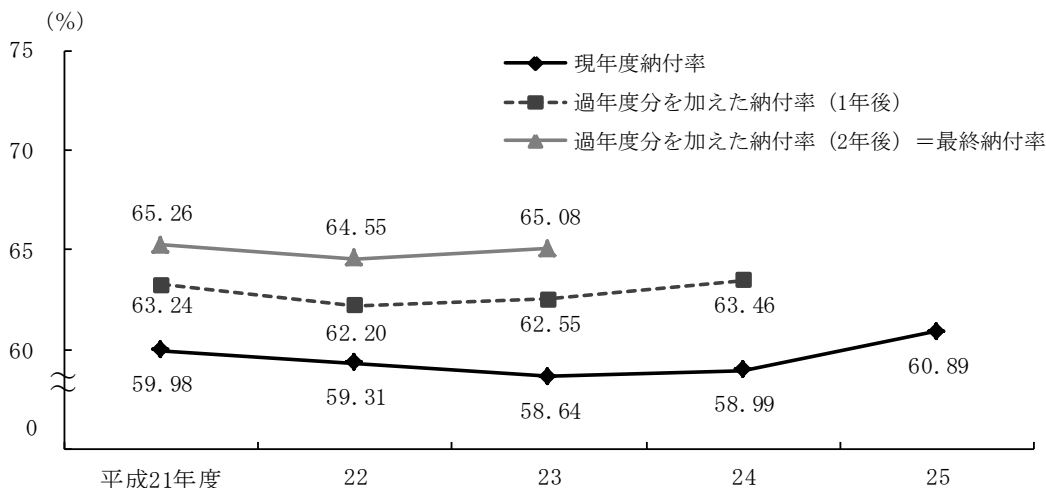
注1. 「納付率」とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び若年者納付猶予月数を含まない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度以前については把握していない。

過年度分保険料を加えた納付率の年度推移は、平成23年度分保険料については65.08%、平成24年度分保険料については63.46%となり、前年度末現在における納付率と比較して、それぞれ2.53ポイントの伸び、4.47ポイントの伸びとなっている（図24）。

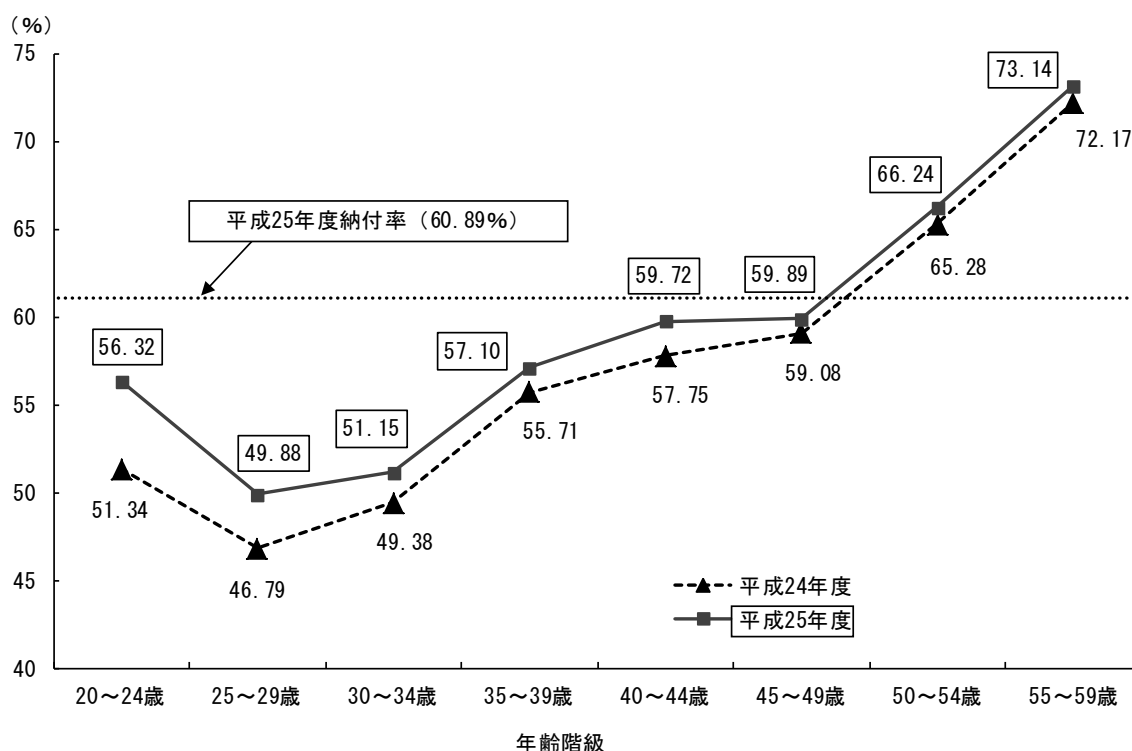
図24 国民年金納付率の推移



- 注1. 各年度における「現年度納付率」とは、当該年度中に納付された当該年度分保険料の納付率である。納付率とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。
2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり（過年度納付）、各年度における「過年度分を加えた納付率（1年後）」とは翌年度までに、「過年度分を加えた納付率（2年後）」とは翌々年度までに納付された当該年度分保険料の納付率である。

平成25年度の納付率を5歳階級別にみると、前年度と比較してすべての年齢階級において納付率が上昇しているが、その中でも若い年齢階級の納付率の上昇が顕著である。（図25）。

図25 国民年金納付率（現年度分）の年齢階級別状況



⑤ 納付率の変化要因

平成25年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化を被保険者属性別にみると、図26のとおりとなっている。

- 納付対象月数が全体の約7割を占める、「2年間引き続き第1号被保険者であって、両年度とも納付対象月のある者」の平成25年度の納付率は62.75%となっており、前年度と比べて2.21ポイント上昇している。
- 「24年度は全額免除で、25年度は納付対象月がある者」や「20歳に到達した者」のうち「手帳送付者」の納付率は低くなっている。

図26 国民年金 被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化

平成24年度の状況（納付率 58.99%）		平成25年度の状況（納付率 60.89%）	
1号資格喪失者	24年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 76.10%（納付対象月 300万月）	平成24年度のみ 納付対象月がある者	
	その他平成24年度中に資格喪失した者 納付率 58.29%（納付対象月 1,259万月）		
24年度は納付対象月があり、25年度は全額免除の者	申請全額免除者 納付率 16.15%（納付対象月 212万月）	平成25年度のみ 納付対象月がある者	
	学生納付特例者等 納付率 16.65%（納付対象月 256万月）		
両年度とも納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 60.54%（納付対象月 10,688万月）	両年度とも 納付対象月 がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 62.75%（納付対象月 10,519万月）
	25年度中に60歳に到達した者 納付率 76.33%（納付対象月 512万月）		25年度中に60歳に到達した者 納付率 79.61%（納付対象月 282万月）
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 54.21%（納付対象月 2,046万月）		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 60.14%（納付対象月 1,907万月）
			24年度は全額免除で、25年度は納付対象月がある者
			申請全額免除者 納付率 31.55%（納付対象月 244万月）
			学生納付特例者等 納付率 45.81%（納付対象月 249万月）
		新規資格取得者	20歳に到達した者 納付率 52.73%（納付対象月 221万月）
			手帳送付者 納付率 27.90%（納付対象月 125万月）
			それ以外の者 納付率 85.18%（納付対象月 96万月）
			2号からの移行者等 納付率 57.52%（納付対象月 625万月）
			3号からの移行者 納付率 73.83%（納付対象月 176万月）
			その他 納付率 18.63%（納付対象月 259万月）

注. 「20歳に到達した者」のうち、「手帳送付者」とは、加入届が未届である者に対して、手帳送付による資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）をした者であり、「それ以外の者」とは、自ら届出を行い被保険者となった者である。

平成25年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化+1.90ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、表42のとおりとなっている。

- 2年間引き続き第1号被保険者である者による影響・・・+1.65ポイント
- 24年度は申請全額免除者で、25年度に納付対象月がある者による影響・・・△0.46ポイント
- 24年度は学生納付特例者等で、25年度に納付対象月がある者による影響・・・△0.23ポイント

表42 国民年金 納付率（現年度分）の変化に対する被保険者属性別影響

				納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②
合 計				△ 0.55	2.45	1.90
被 保 険 者 属 性	平成24年度のみ 納付対象月がある者	1号資格喪失者	24年度中に60歳に到達した者	△ 0.34	・	△ 0.34
			その他24年度中に資格喪失した者	0.06	・	0.06
		24年度は納付対象月があり、 25年度は全額免除の者	申請全額免除者	0.59	・	0.59
			学生納付特例者等	0.71	・	0.71
	两年度とも 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者		0.04	1.61	1.65
		25年度中に60歳に到達した者		△ 0.24	0.06	△ 0.18
		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）		0.01	0.78	0.79
	平成25年度のみ 納付対象月がある者	24年度は全額免除で、 25年度は納付対象月がある者	申請全額免除者	△ 0.46	・	△ 0.46
			学生納付特例者等	△ 0.23	・	△ 0.23
		新規資格取得者	20歳に到達した者	△ 0.10	・	△ 0.10
			2号からの移行者等	△ 0.06	・	△ 0.06
			3号からの移行者	0.18	・	0.18
			その他	△ 0.72	・	△ 0.72

注 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、平成25年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度）の変化（1.90ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

⑥ 都道府県別の保険料納付状況

平成25年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった上位3県は、島根、新潟、山形となっている。反対に低かった下位3府県は、沖縄、大阪、埼玉となっている。

前年度の納付率との変化に着目すると、全ての都道府県で上昇している。

納付率の上昇幅が大きかった上位3府県は、京都、沖縄、奈良となっている（表43）。

表43 国民年金 都道府県別納付率（現年度分）の変化

都道府県	平成24年度（現年度分）				平成25年度（現年度分）				納付率の変化		全国の納付率の変化に対する影響度	
	対象月数 （万月）	納付月数 （万月）	納付率 （%）	順位	対象月数 （万月）	納付月数 （万月）	納付率 （%）	順位	（%）	順位	（%）	順位
全 国	15,274	9,010	58.99		14,481	8,817	60.89		1.90		1.90	
北海道	599	353	58.89	33	564	341	60.36	33	1.47	35	0.06	10
青森県	165	96	57.91	36	153	91	59.81	36	1.90	18	0.02	25
岩手県	139	93	66.64	12	129	88	67.89	12	1.25	43	0.01	41
宮城県	277	163	58.67	34	262	158	60.34	34	1.67	25	0.03	16
秋田県	108	74	68.74	7	99	69	69.93	8	1.19	44	0.01	46
山形県	121	85	69.89	5	113	81	71.66	3	1.77	22	0.01	35
福島県	210	129	61.52	28	199	126	63.12	28	1.60	30	0.02	23
茨城県	406	229	56.23	41	382	222	58.25	43	2.02	12	0.05	11
栃木県	261	148	56.84	39	245	143	58.47	40	1.63	29	0.03	18
群馬県	259	160	61.82	27	244	154	62.96	29	1.14	45	0.02	27
埼玉県	977	543	55.53	44	936	533	56.91	45	1.38	39	0.09	7
千葉県	817	464	56.80	40	771	455	59.04	39	2.24	9	0.12	4
東京都	2,002	1,106	55.23	45	1,929	1,103	57.18	44	1.95	16	0.25	1
神奈川県	1,175	676	57.55	37	1,133	674	59.53	38	1.97	15	0.15	3
新潟県	241	172	71.40	2	225	164	72.87	2	1.48	34	0.02	26
富山県	104	73	69.89	4	98	70	71.55	4	1.66	26	0.01	39
石川県	121	84	69.47	6	114	81	71.31	6	1.84	21	0.01	30
福井県	79	55	70.34	3	74	53	71.44	5	1.09	47	0.01	47
山梨県	108	70	64.75	17	102	68	66.67	17	1.92	17	0.01	32
長野県	242	163	67.44	10	230	158	68.97	10	1.53	32	0.02	20
岐阜県	245	167	68.18	8	233	163	70.04	7	1.86	20	0.03	15
静岡県	447	284	63.53	20	426	277	65.01	21	1.48	33	0.04	13
愛知県	883	554	62.73	23	848	549	64.72	22	1.99	13	0.12	5
三重県	205	137	66.97	11	195	134	68.61	11	1.64	28	0.02	22
滋賀県	148	97	65.67	15	142	95	67.06	16	1.38	38	0.01	29
京都府	298	182	61.10	29	283	183	64.52	24	3.41	1	0.07	9
大阪府	1,081	536	49.61	46	1,018	528	51.85	46	2.25	8	0.16	2
兵庫県	613	353	57.53	38	583	349	59.73	37	2.20	10	0.09	6
奈良県	161	101	62.37	25	151	98	65.43	19	3.07	3	0.03	14
和歌山県	118	80	67.86	9	112	77	69.31	9	1.46	37	0.01	37
鳥取県	58	37	64.49	18	54	36	66.47	18	1.98	14	0.01	44
島根県	59	42	71.58	1	55	41	73.35	1	1.77	23	0.01	45
岡山県	184	116	63.01	21	177	113	64.11	27	1.10	46	0.01	31
広島県	293	187	63.86	19	278	182	65.20	20	1.34	41	0.03	19
山口県	133	88	65.98	14	125	84	67.25	15	1.28	42	0.01	38
徳島県	78	49	62.61	24	73	47	64.20	26	1.58	31	0.01	43
香川県	99	64	64.79	16	93	63	67.58	14	2.79	4	0.02	28
愛媛県	143	94	66.28	13	134	91	67.74	13	1.46	36	0.01	33
高知県	80	49	62.10	26	74	48	64.61	23	2.51	6	0.01	34
福岡県	519	290	55.89	42	485	283	58.31	41	2.42	7	0.08	8
佐賀県	90	56	62.76	22	84	54	64.41	25	1.66	27	0.01	42
長崎県	159	88	55.60	43	146	85	58.28	42	2.68	5	0.03	17
熊本県	206	126	61.05	30	191	120	62.93	30	1.88	19	0.02	21
大分県	103	62	60.29	31	97	60	61.99	31	1.70	24	0.01	36
宮崎県	119	71	59.70	32	111	68	61.05	32	1.35	40	0.01	40
鹿児島県	162	94	58.17	35	149	90	60.26	35	2.09	11	0.02	24
沖縄県	178	69	38.49	47	162	67	41.70	47	3.21	2	0.05	12

注．「全国の納付率の変化に対する影響度」は、当該都道府県の納付対象月数の変化及び当該都道府県における納付率の変化が、全国の平成25年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化（+1.90ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

平成25年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない）の受給者数は3,140万人となっており、前年度末と比べると109万人の増加となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が2,869万人（受給者数の91.4%）、通算老齢年金（旧法）が80万人（同2.5%）、障害年金が180万人（同5.7%）、遺族年金が11万人（同0.3%）となっており、前年度末と比較すると、老齢年金が116万人、障害年金が3万人の増加となっている一方、通算老齢年金（旧法）が9万人、遺族年金が5千人の減少となっている（表44、表45）。

<旧法拋出制>

平成25年度末における旧法拋出制年金の受給者数は211万人で、この内訳は、老齢年金が123万人（旧法拋出制年金受給者数の58.2%）、通算老齢年金が80万人（同37.9%）、障害年金が7万人（同3.1%）、遺族年金（母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計）が2万人（同0.8%）となっている。

平成25年度末における老齢年金受給者数のうち、5年年金（国民年金制度が発足した昭和36年4月1日当時50～54歳の高齢任意加入対象者が、保険料を5年間納付することにより受けられる特例の老齢年金）の受給者数は2万人（旧法拋出制年金受給者数の0.8%）となっている。また、5年年金以外の年金の受給者数は121万人（同57.4%）となっている。

<基礎年金>

平成25年度末における基礎年金の受給者数は2,929万人で、この内訳は老齢基礎年金が2,746万人（基礎年金受給者数の93.8%）、障害基礎年金が173万人（同5.9%）、遺族基礎年金が9万人（同0.3%）となっている。

表44 国民年金 受給者数（平成25年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	28,690	91.4	7,841	76.6	1,227	58.2	27,463	93.8
5 年 年 金 以 外	28,673	91.3	7,825	76.5	1,210	57.4	27,463	93.8
繰 上 げ	4,798	15.3	3,030	29.6	829	39.3	3,969	13.6
本 来	23,524	74.9	4,692	45.9	378	17.9	23,146	79.0
繰 下 げ	352	1.1	102	1.0	3	0.2	348	1.2
5 年 年 金	17	0.1	17	0.2	17	0.8	.	.
通 算 老 齢 年 金	799	2.5	799	7.8	799	37.9	.	.
障 害 年 金	1,800	5.7	1,550	15.2	66	3.1	1,734	5.9
遺 族 年 金	108	0.3	43	0.4	16	0.8	91	0.3
合 計	31,397	100.0	10,234	100.0	2,108	100.0	29,289	100.0

注. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

表45 国民年金 受給者数の推移

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲) 基礎年金	(再掲) 基礎年金	(再掲) 基礎年金	(再掲) 基礎年金		(再掲) 基礎年金	(再掲) 基礎年金	(再掲) 基礎年金	
					(再掲) 基礎年金				(再掲) 基礎年金
平成15年度	22,111	16,865	18,890	15,418	1,620	1,460	1,331	142	116
16	22,997	18,080	19,820	16,595	1,547	1,491	1,370	139	115
17	23,954	19,377	20,832	17,860	1,470	1,518	1,405	134	112
18	24,968	20,711	21,864	19,128	1,391	1,584	1,474	130	109
19	25,925	21,988	22,872	20,370	1,312	1,615	1,512	126	106
20	26,949	23,311	23,928	21,657	1,250	1,648	1,551	123	104
21	27,787	24,442	24,812	22,751	1,174	1,680	1,590	120	101
22	28,343	25,324	25,424	23,592	1,082	1,717	1,633	120	99
23	29,122	26,421	26,273	24,658	988	1,744	1,666	117	97
24	30,305	27,911	27,527	26,115	893	1,773	1,701	113	95
25	31,397	29,289	28,690	27,463	799	1,800	1,734	108	91

② 受給権者数

平成25年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない）の受給権者数は3,196万人となっており、前年度末と比べると111万人の増加となっている。

受給権者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が2,897万人（受給権者の90.6%）、通算老齢年金（旧法）が80万人（同2.5%）、障害年金が193万人（同6.0%）、遺族年金が26万人（同0.8%）となっており、前年度末と比較すると、老齢年金は119万人、障害年金は3万人の増加となっているが、通算老齢年金（旧法）は9万人、遺族年金は1万人の減少となっている（表46、表47）。

<旧法拠出制>

平成25年度末における旧法拠出制年金の受給権者数は216万人で、この内訳は、老齢年金が125万人（旧法拠出制年金受給権者数の58.2%）、通算老齢年金が80万人（同37.2%）、障害年金が7万人（同3.3%）、遺族年金（母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計）が3万人（同1.3%）となっている。

平成25年度末における老齢年金受給権者数のうち、5年年金の受給権者数は2万人（旧法拠出制年金受給権者数の0.9%）となっている。また、5年年金以外の年金の受給権者数は123万人（同57.3%）となっている。

<基礎年金>

平成25年度末における基礎年金の受給権者数は2,981万人で、この内訳は老齢基礎年金が2,771万人（基礎年金受給権者数の93.0%）、障害基礎年金が186万人（同6.2%）、遺族基礎年金が23万人（同0.8%）となっている。

表46 国民年金 受給権者数（平成25年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拠出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	28,968	90.6	7,904	75.6	1,254	58.2	27,714	93.0
5 年 年 金 以 外	28,949	90.6	7,886	75.4	1,235	57.3	27,714	93.0
繰 上 げ	4,815	15.1	3,044	29.1	840	39.0	3,975	13.3
本 来	23,782	74.4	4,740	45.3	391	18.1	23,391	78.5
繰 下 げ	352	1.1	102	1.0	3	0.2	348	1.2
5 年 年 金	19	0.1	19	0.2	19	0.9	・	・
通 算 老 齢 年 金	802	2.5	802	7.7	802	37.2	・	・
障 害 年 金	1,931	6.0	1,655	15.8	71	3.3	1,860	6.2
遺 族 年 金	263	0.8	93	0.9	28	1.3	235	0.8
合 計	31,964	100.0	10,454	100.0	2,155	100.0	29,809	100.0

注。「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。

表47 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金			(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成15年度	22,544	17,203	18,985	15,459	1,625	1,580	1,441	353	304
16	23,431	18,424	19,915	16,639	1,552	1,619	1,488	345	298
17	24,393	19,729	20,929	17,909	1,474	1,655	1,531	335	290
18	25,420	21,083	22,007	19,227	1,396	1,692	1,575	325	282
19	26,387	22,377	23,031	20,488	1,317	1,726	1,616	314	273
20	27,433	23,727	24,111	21,801	1,254	1,763	1,660	305	266
21	28,286	24,879	25,015	22,919	1,178	1,799	1,702	295	258
22	28,857	25,779	25,642	23,775	1,086	1,839	1,749	291	254
23	29,649	26,895	26,504	24,858	991	1,870	1,787	284	250
24	30,853	28,409	27,782	26,341	895	1,902	1,825	274	243
25	31,964	29,809	28,968	27,714	802	1,931	1,860	263	235

③ 老齢年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

平成25年度末の基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の老齢年金受給権者全体（789万人）のうち、繰上げ受給者は304万人（繰上げ受給率38.6%）であり、繰下げ受給者は10万人（繰下げ受給率1.3%）となっている。

また、平成25年度に新規裁定された基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の老齢年金受給権者（累計で23万人）のうち、繰上げ受給者は3万人（繰上げ受給率14.4%）であり、繰下げ受給者は3千人（繰下げ受給率1.4%）となっている（表48）。

表48 国民年金 老齢年金繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成21年度	8,550,449	3,754,257	43.9	4,699,702	55.0	96,490	1.1
22	8,321,663	3,567,506	42.9	4,654,347	55.9	99,810	1.2
23	8,162,673	3,402,978	41.7	4,658,484	57.1	101,211	1.2
24	8,044,326	3,231,089	40.2	4,711,412	58.6	101,825	1.3
25	7,885,684	3,043,973	38.6	4,739,546	60.1	102,165	1.3

（新規裁定、単位：人、%）

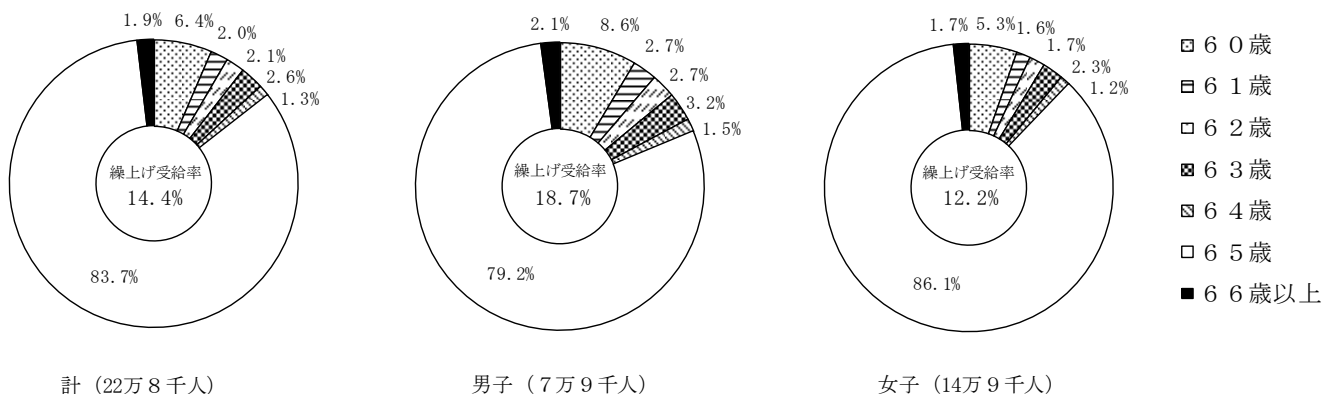
	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成21年度	231,764	52,737	22.8	173,629	74.9	5,398	2.3
22	206,846	55,648	26.9	145,044	70.1	6,154	3.0
23	219,051	55,382	25.3	159,905	73.0	3,764	1.7
24	258,228	47,790	18.5	207,340	80.3	3,098	1.2
25	227,979	32,911	14.4	191,783	84.1	3,285	1.4

注1. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）受給権者総数に占める割合である。

図27は平成25年度の新規裁定者のうち、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者について受給権発生時の年齢別の割合をみたものである。繰上げ受給率は14.4%（男子18.7%、女子12.2%）であり、60歳で受給を開始したものは6.4%（男子8.6%、女子5.3%）となっている。また、本来の65歳で受給を開始したものは83.7%（男子79.2%、女子86.1%）となっている。

図27 国民年金 老齢年金 受給権発生時年齢別受給権者数（平成25年度新規裁定）

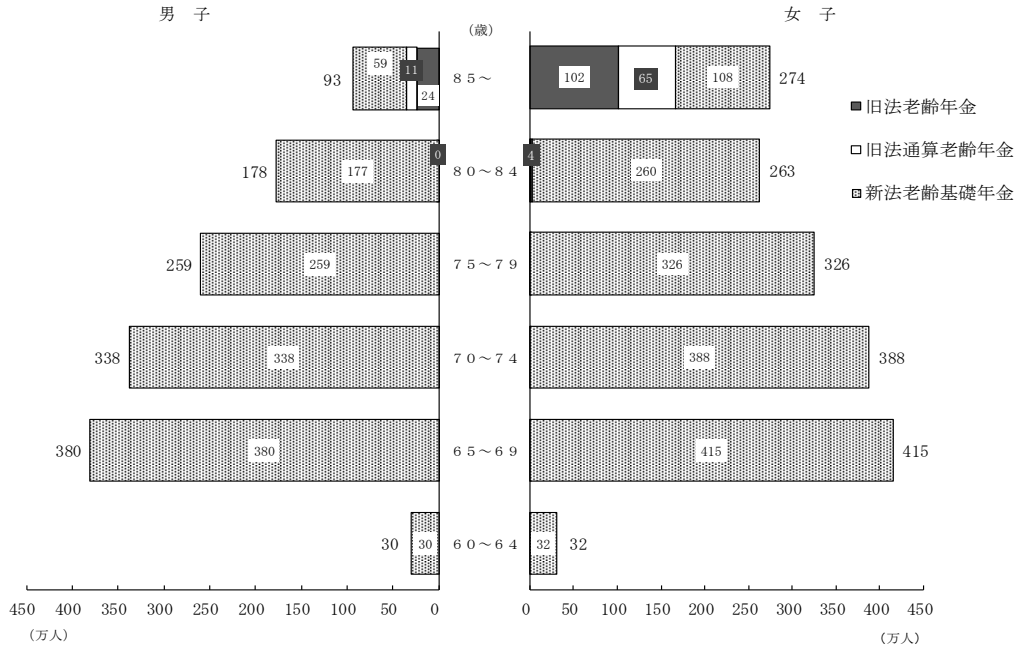


注. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

平成25年度末の国民年金の老齢給付（旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ）の受給権者数は2,977万人（男子1,278万人、女子1,699万人）である。受給権者の年齢階級別の状況をみると、男女とも65～69歳が最も多く、それぞれ380万人、415万人となっている（図28）。

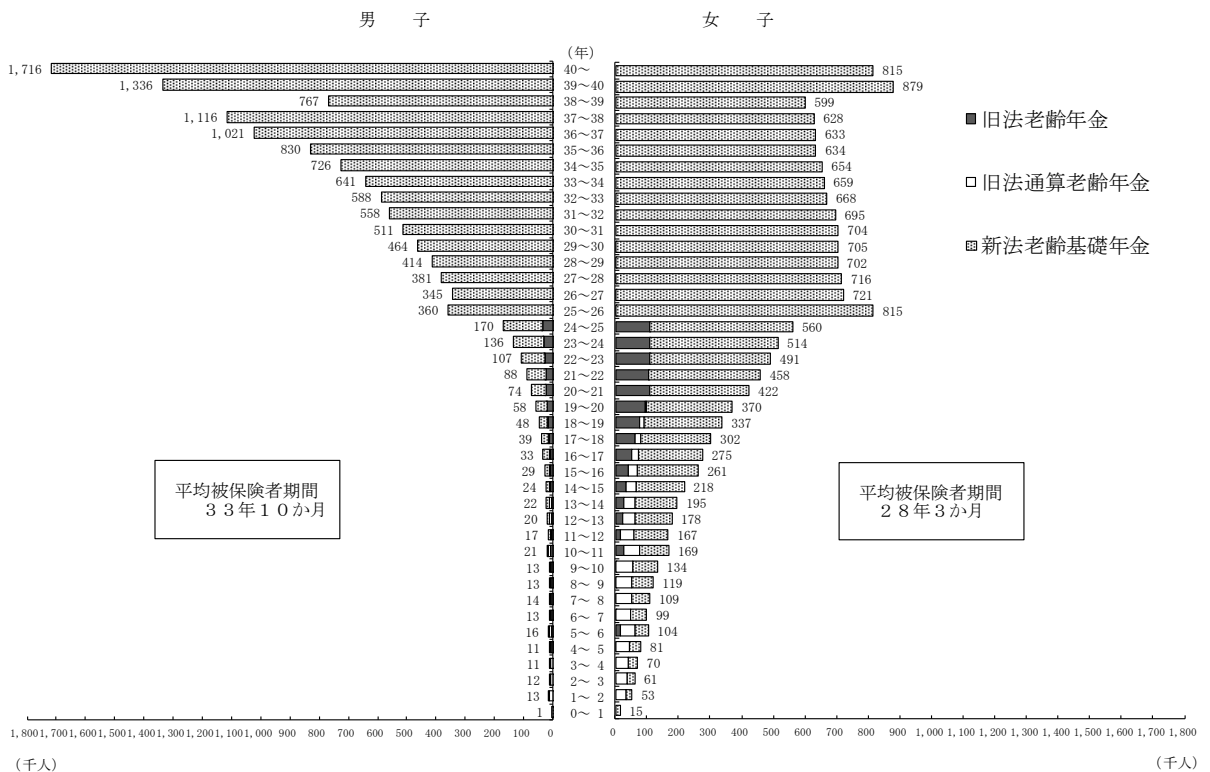
図28 国民年金 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成25年度末）



⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成25年度末における国民年金の老齢給付の受給権者の被保険者期間別分布は図29のとおりである。老齢年金の受給要件のうち期間に関する要件が被保険者期間25年以上であるため、男女とも25年以上の者が多くなっている。老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が33年10か月、女子が28年3か月である。

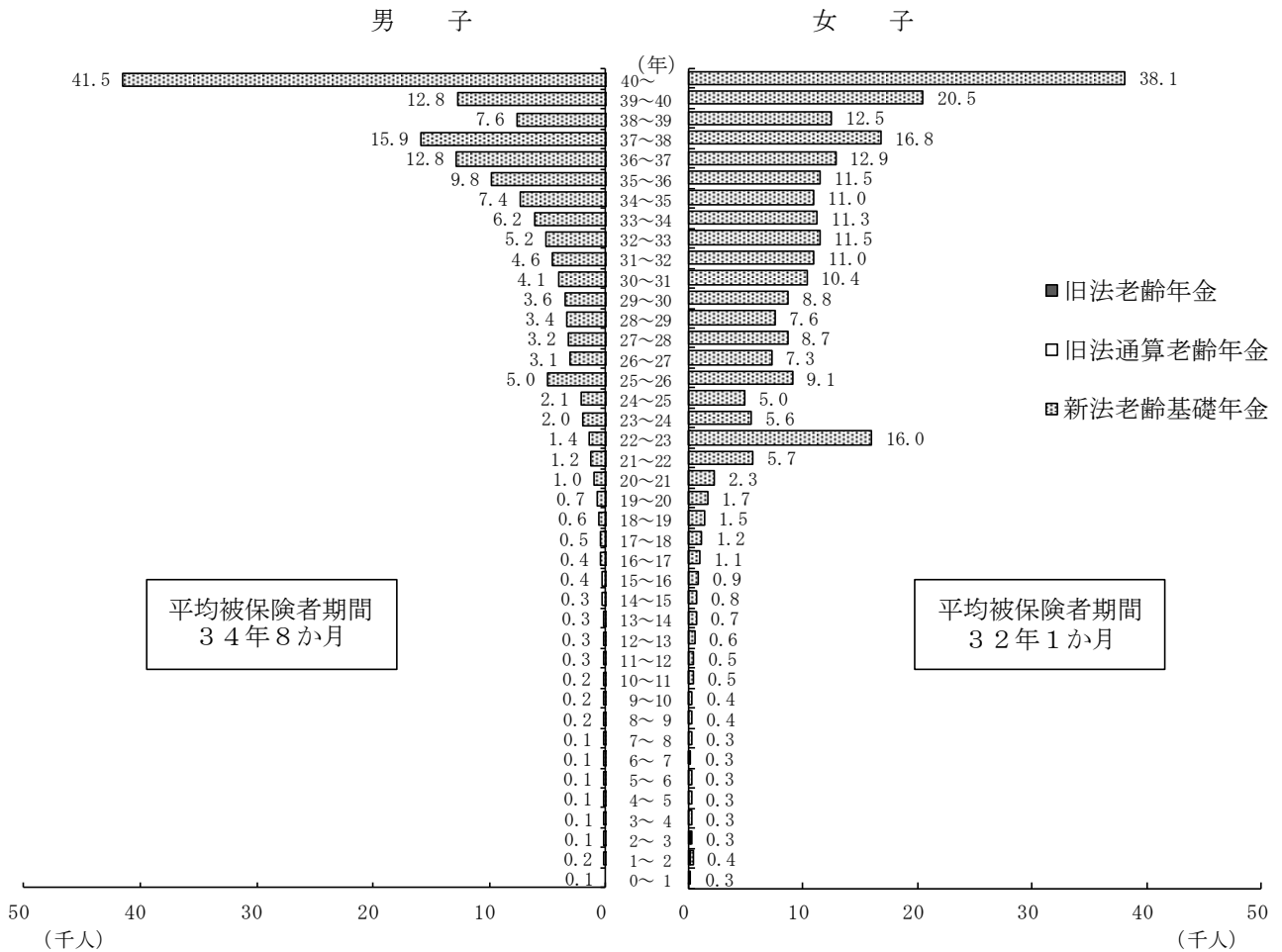
図29 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成25年度末）



老齢給付の平成25年度新規裁定者は42万人で、その被保険者期間別分布は図30のとおりである。男女とも被保険者期間が40年以上の者が最も多くなっている。

なお、老齢基礎年金の新規裁定者のうち被保険者期間25年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を有する者等である。

図30 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成25年度新規裁定）



(3) 年金額

① 年金総額

平成25年度末における国民年金の受給者の年金総額は20兆6,546億円となっており、前年度末と比べると、6,634億円の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が18兆8,050億円、年金総額の91.0%を占め、通算老齢年金が1,774億円（同0.9%）、障害年金が1兆5,686億円（同7.6%）、遺族年金が1,036億円（同0.5%）となっている（表49）。

<旧法拠出制>

平成25年度末における旧法拠出制の受給者の年金総額は8,349億円で、この内訳は老齢年金が5,919億円（旧法拠出制年金の年金総額の70.9%）、通算老齢年金が1,774億円（同21.3%）、障害年金が581億円（同7.0%）、遺族年金が74億円（同0.9%）となっている。

<基礎年金>

平成25年度末における基礎年金の受給者の年金総額は19兆8,198億円で、この内訳は老齢基礎年金が18兆2,131億円（基礎年金の年金総額の91.9%）、障害基礎年金が1兆5,105億円（同7.6%）、遺族基礎年金が962億円（同0.5%）となっている。

表49 国民年金 受給者年金総額（平成25年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拠出制年金		基 礎 年 金	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	188,050	91.0	47,007	75.0	5,919	70.9	182,131	91.9
5 年 年 金 以 外	187,983	91.0	46,940	74.9	5,853	70.1	182,131	91.9
繰 上 げ	23,496	11.4	14,408	23.0	3,429	41.1	20,067	10.1
本 来	161,167	78.0	31,589	50.4	2,390	28.6	158,778	80.1
繰 下 げ	3,320	1.6	944	1.5	34	0.4	3,286	1.7
5 年 年 金	67	0.0	67	0.1	67	0.8	・	・
通 算 老 齢 年 金	1,774	0.9	1,774	2.8	1,774	21.3	・	・
障 害 年 金	15,686	7.6	13,562	21.6	581	7.0	15,105	7.6
遺 族 年 金	1,036	0.5	344	0.5	74	0.9	962	0.5
合 計	206,546	100.0	62,688	100.0	8,349	100.0	198,198	100.0

注．基礎のみ・旧国年とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

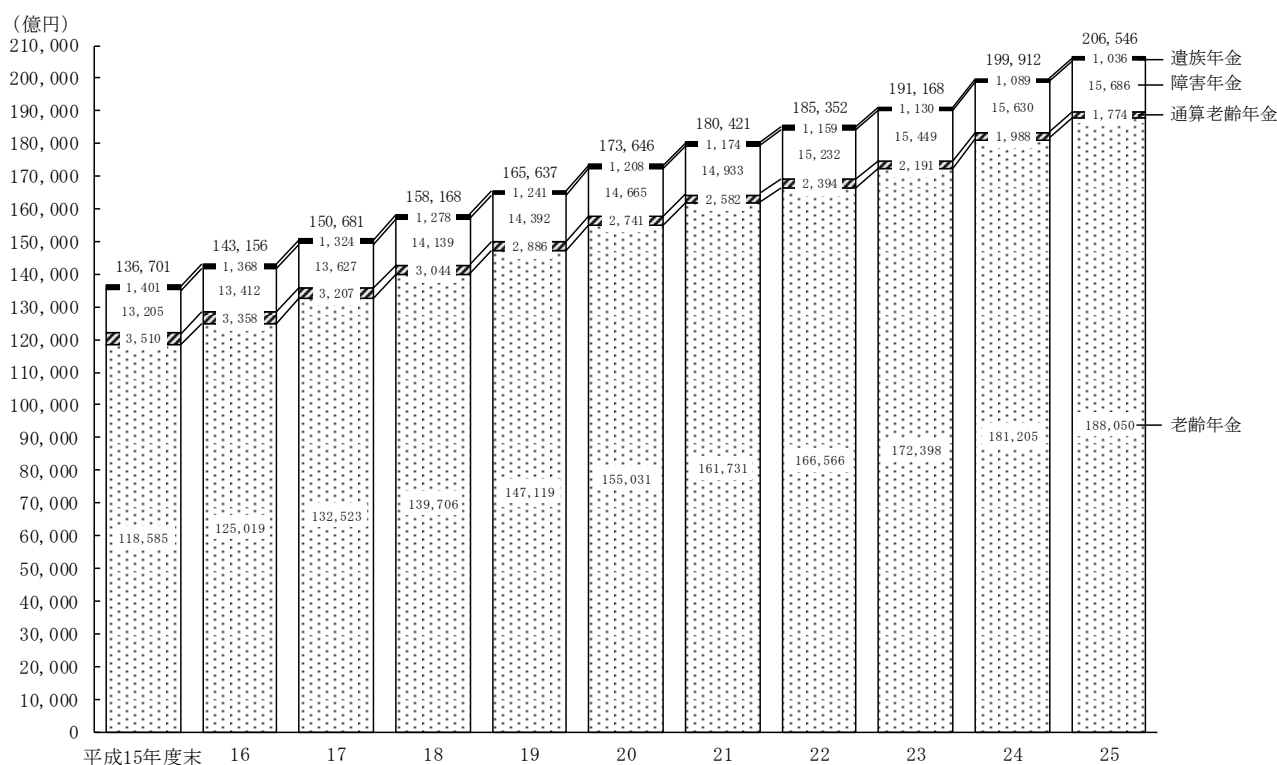
受給者の年金総額の推移を年金種別別にみると、前年度末と比較して老齢年金が6,845億円の増加、通算老齢年金が214億円の減少、障害年金が56億円の増加、遺族年金が53億円の減少となっている（表50、図31）。

表50 国民年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金			(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成15年度	136,701	115,569	118,585	102,246	3,510	13,205	12,049	1,401	1,274
16	143,156	123,409	125,019	109,833	3,358	13,412	12,329	1,368	1,247
17	150,681	132,297	132,523	118,465	3,207	13,627	12,614	1,324	1,218
18	158,168	141,092	139,706	126,753	3,044	14,139	13,157	1,278	1,182
19	165,637	149,838	147,119	135,220	2,886	14,392	13,472	1,241	1,146
20	173,646	159,094	155,031	144,174	2,741	14,665	13,804	1,208	1,116
21	180,421	167,047	161,731	151,839	2,582	14,933	14,126	1,174	1,082
22	185,352	173,264	166,566	157,719	2,394	15,232	14,482	1,159	1,064
23	191,168	180,381	172,398	164,585	2,191	15,449	14,757	1,130	1,039
24	199,912	190,356	181,205	174,357	1,988	15,630	14,993	1,089	1,006
25	206,546	198,198	188,050	182,131	1,774	15,686	15,105	1,036	962

図31 国民年金 受給者年金総額の推移



② 平均年金月額

平成25年度末の国民年金受給者の平均年金月額は、老齢年金が5万5千円、通算老齢年金が1万8千円、障害年金が7万3千円、遺族年金が8万円となっている（表51、表52）。

老齢年金受給者の平均年金月額をみると、繰上げが4万1千円、本来が5万7千円、繰下げが7万9千円となっている。

表51 国民年金 受給者の平均年金月額（平成25年度末）

（単位：円）

	合 計	(再掲) 基礎のみ ・旧国年	旧法拠出制年金	基礎年金
老 齢 年 金	54,622	49,958	40,214	55,265
5 年 年 金 以 外	54,634	49,993	40,305	55,265
繰 上 げ	40,812	39,624	34,478	42,134
本 来	57,093	56,101	52,681	57,165
繰 下 げ	78,709	76,980	85,553	78,644
5 年 年 金	33,542	33,542	33,542	・
通 算 老 齢 年 金	18,497	18,497	18,497	・
障 害 年 金	72,607	72,890	73,135	72,587
遺 族 年 金	80,194	66,894	37,992	87,662
合 計	54,821	51,046	32,997	56,392

注. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

表52 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

年 度	老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金			(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成15年度	52,314	55,264	18,058	75,385	75,422	82,297	91,215
16	52,565	55,153	18,090	74,964	74,984	81,935	90,735
17	53,012	55,276	18,186	74,789	74,794	82,299	90,490
18	53,249	55,222	18,232	74,400	74,397	82,233	90,081
19	53,602	55,317	18,325	74,282	74,273	81,844	89,827
20	53,992	55,477	18,275	74,172	74,156	81,675	89,676
21	54,320	55,615	18,321	74,060	74,041	81,254	89,581
22	54,596	55,711	18,432	73,936	73,912	80,781	89,499
23	54,682	55,623	18,486	73,816	73,801	80,424	88,958
24	54,856	55,637	18,561	73,479	73,461	80,534	88,601
25	54,622	55,265	18,497	72,607	72,587	80,194	87,662

老齢基礎年金の受給者数は、平成25年度末現在で2,746万人となっており、平均年金月額は5万5千円となっている（表53）。

表53 国民年金 老齢基礎年金受給者状況の推移

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成21年度	2,275	55,615	365	41,060	1,883	58,092	27	79,368
22	2,359	55,711	376	41,330	1,953	58,084	31	81,018
23	2,466	55,623	386	41,659	2,048	57,861	32	80,507
24	2,612	55,637	394	42,051	2,184	57,716	33	79,892
25	2,746	55,265	397	42,134	2,315	57,165	35	78,644

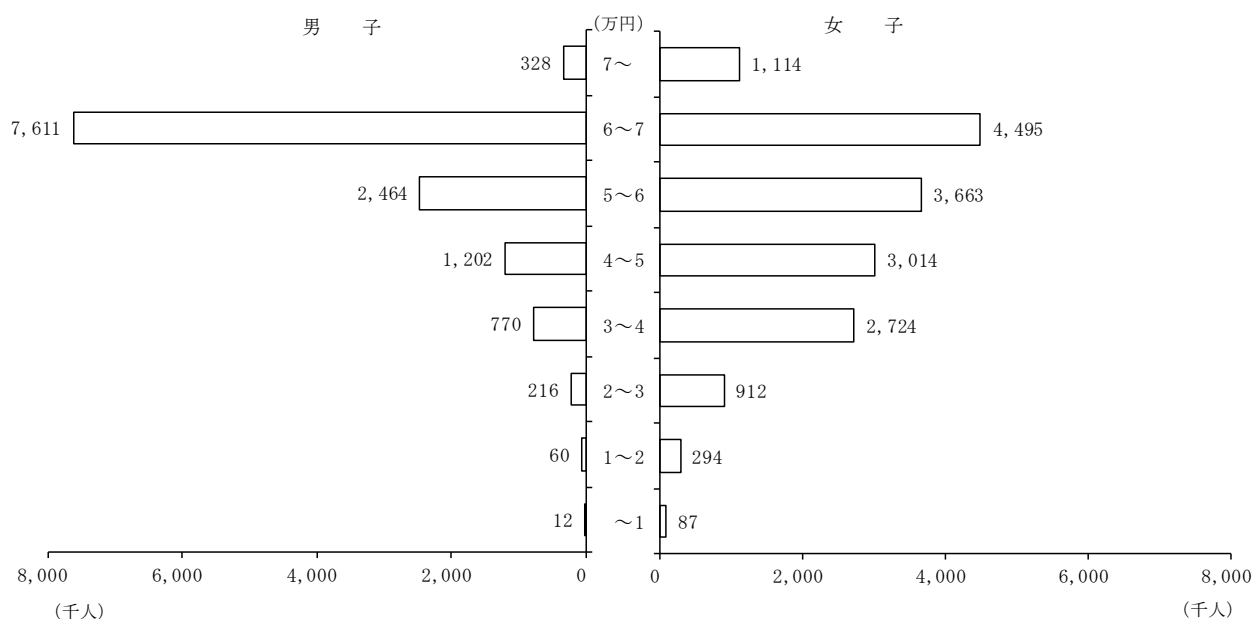
③ 老齢年金の年金月額階級別受給権者数

平成25年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表54及び図32である。男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

表54 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成25年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	%	千人	%	千人	%
合 計	28,968	100.0	12,665	100.0	16,303	100.0
万円以上						
～ 1	99	0.3	12	0.1	87	0.5
1 ～ 2	354	1.2	60	0.5	294	1.8
2 ～ 3	1,128	3.9	216	1.7	912	5.6
3 ～ 4	3,494	12.1	770	6.1	2,724	16.7
4 ～ 5	4,217	14.6	1,202	9.5	3,014	18.5
5 ～ 6	6,128	21.2	2,464	19.5	3,663	22.5
6 ～ 7	12,107	41.8	7,611	60.1	4,495	27.6
7 ～	1,442	5.0	328	2.6	1,114	6.8
平均年金月額（円）	54,544		58,616		51,381	

図32 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成25年度末）

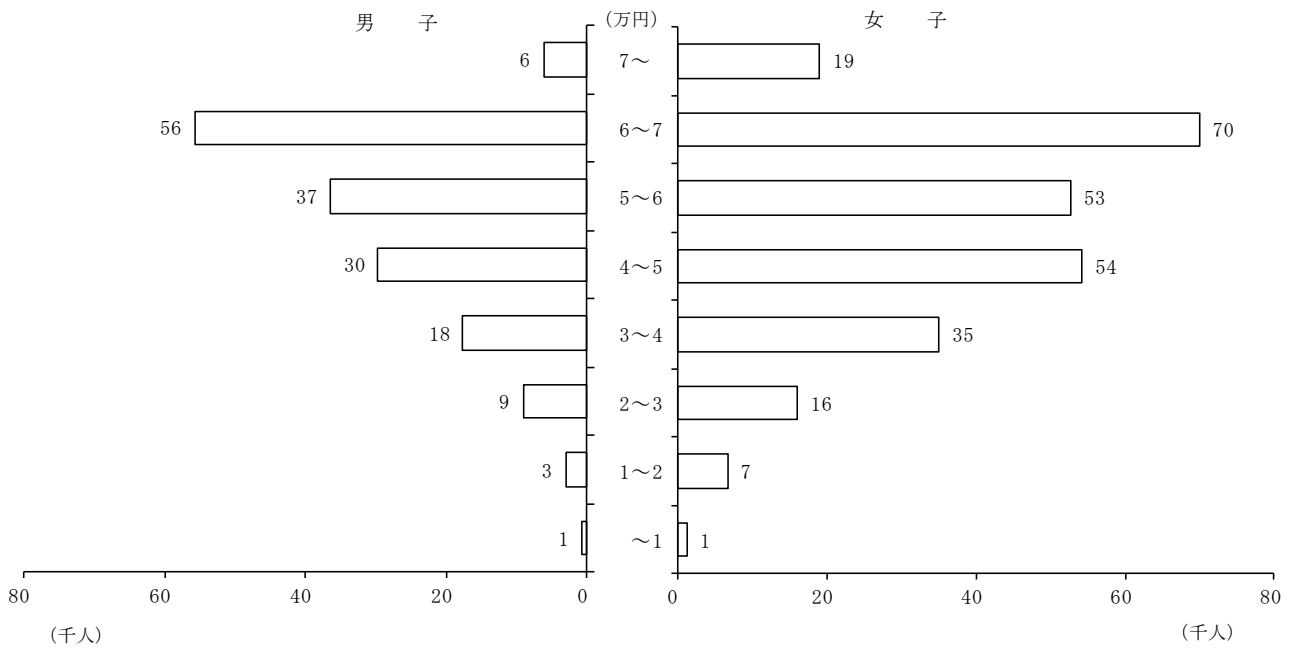


平成25年度に新規裁定された国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表55及び図33である。男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

表55 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成25年度新規裁定）

年金月額	合計		男子		女子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合計	414	100.0	159	100.0	255	100.0
万円以上 万円未満						
～ 1	2	0.5	1	0.4	1	0.6
1 ～ 2	10	2.4	3	1.9	7	2.7
2 ～ 3	25	6.1	9	5.7	16	6.3
3 ～ 4	53	12.7	18	11.1	35	13.7
4 ～ 5	84	20.3	30	18.7	54	21.2
5 ～ 6	89	21.5	37	23.0	53	20.6
6 ～ 7	126	30.3	56	35.1	70	27.4
7 ～	25	6.1	6	3.9	19	7.5
平均年金月額（円）	51,493		52,404		50,927	

図33 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成25年度新規裁定）



(4) 収支状況

国民年金（年金特別会計国民年金勘定）の実質的な収支状況の推移を示したものが表56及び図34である。

平成25年度における収入のうち、保険料収入は1兆6,178億円、国庫負担（一般会計からの受入）は2兆1,119億円となっている。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が3兆9,178億円、実質的な支出総額が4兆1,021億円となっており、その収支差引残は1,844億円の不足となっている。

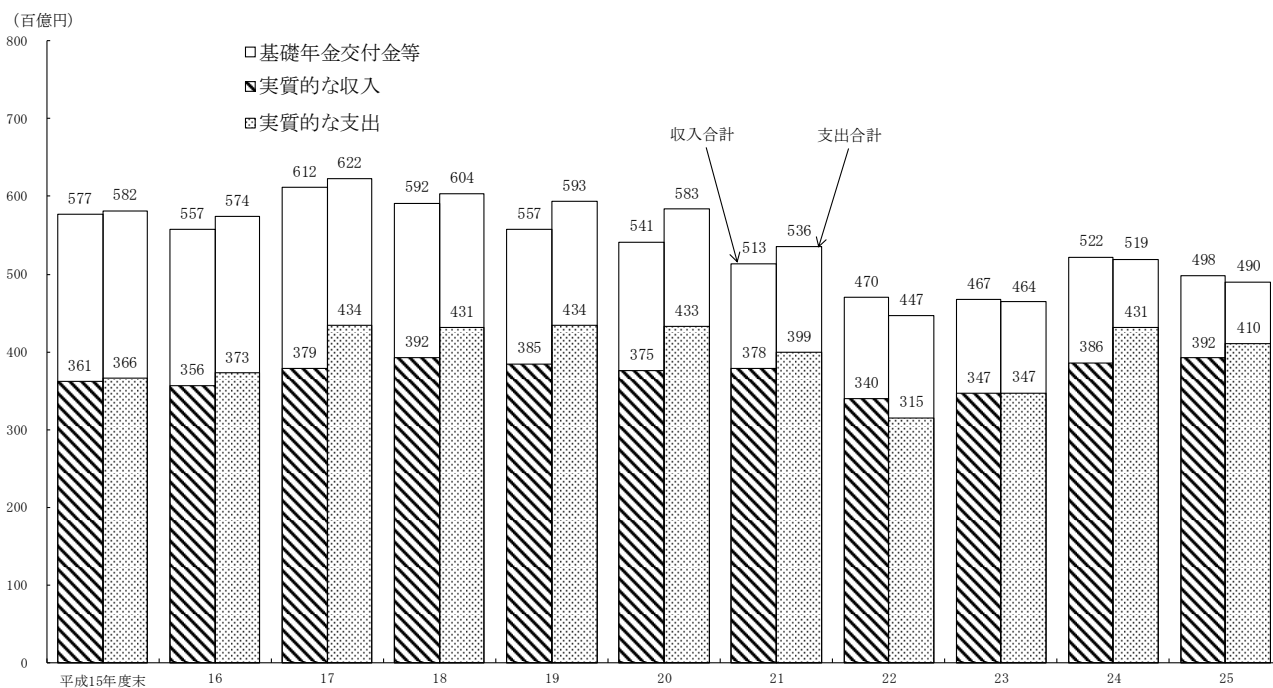
表56 国民年金（年金特別会計国民年金勘定）の実質的な収支状況の推移

（単位：億円）

	収入合計 (実質)			支出合計 (実質)	収支差引残
		(再掲) 保険料収入	(再掲) 国庫負担		
平成21年度	37,813	16,950	20,554	39,911	△ 2,098
22	34,010	16,717	16,898	31,498	2,511
23	34,701	15,807	18,660	34,717	△ 15
24	38,616	16,124	21,938	43,145	△ 4,529
25	39,178	16,178	21,119	41,021	△ 1,844

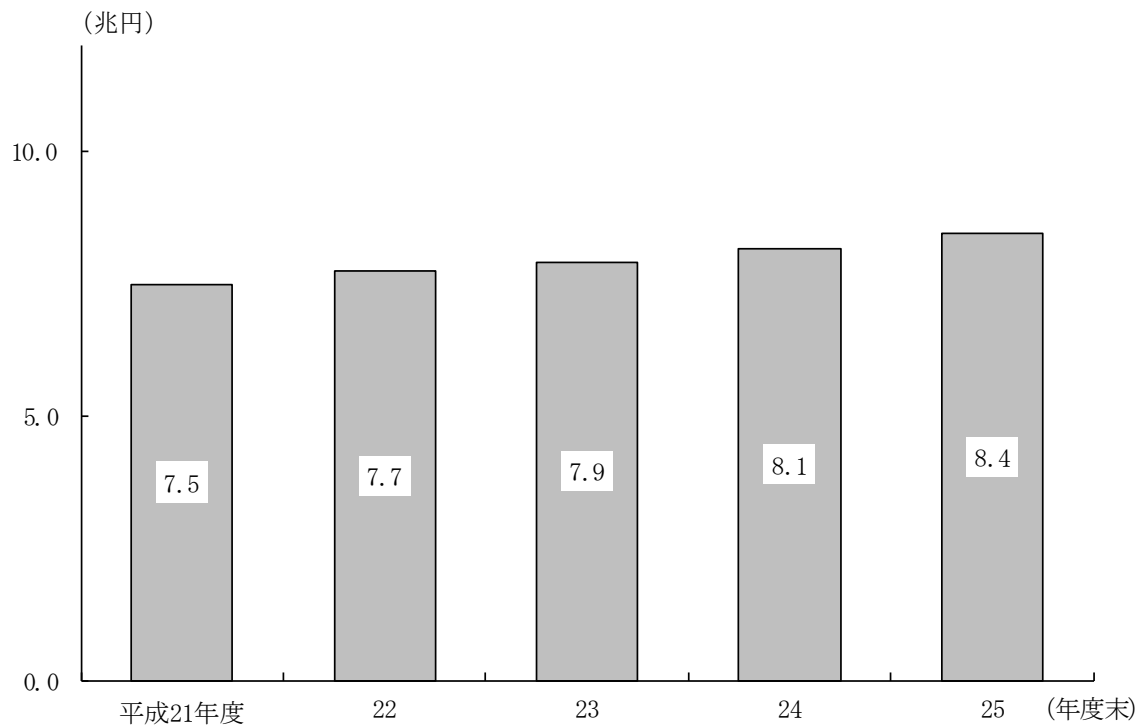
注．収入（支出）合計は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

図34 国民年金（年金特別会計国民年金勘定） 収支状況の推移



平成25年度末の時価ベースの国民年金の積立金残高は、8兆4千億円となり、前年度末から3千億円の増加となっている（図35）。

図35 国民年金の積立金の推移（年金特別会計国民年金勘定）（時価ベース）



注1. 年金積立金は、年金特別会計で管理する積立金等一部を除き、厚生労働大臣が直接、年金積立金管理運用独立行政法人に寄託して管理運用する仕組みとなっている。

注2. 年金積立金全体に係る運用実績（収益率）は、平成21年度7.48%、平成22年度△0.25%、平成23年度2.15%、平成24年度9.52%、平成25年度8.31%である。

（出所：「平成25年度 年金積立金運用報告書」）

(5) 基礎年金の給付に要する費用の状況

平成25年度の基礎年金の給付に要する費用の確定額は、21兆3,421億円であり、年金給付の内訳は、基礎年金給付費が19兆2,675億円、みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）が2兆746億円となっている（表57）。

表57 基礎年金の給付に要する費用状況の推移

(単位：億円)

		平成16年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25
費用負担	総額	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701	200,615	206,258	213,421
	（再掲）特別国庫負担除く	159,044	164,416	169,862	176,893	184,065	193,998	196,401	197,382	203,015	210,147
	国民年金	37,034	37,107	37,151	36,800	37,242	36,802	36,149	35,194	36,540	37,513
	（再掲）特別国庫負担除く	32,192	32,276	32,477	32,175	32,486	33,400	32,849	31,961	33,298	34,239
	厚生年金保険	110,314	115,207	119,991	126,842	133,101	140,933	143,640	145,301	149,213	154,907
	共済組合等	16,538	16,933	17,395	17,876	18,477	19,665	19,912	20,119	20,505	21,001
	国家公務員共済組合連合会	4,087	4,190	4,300	4,428	4,613	4,949	5,027	5,122	5,219	5,327
	地方公務員共済組合連合会	11,074	11,300	11,571	11,845	12,170	12,881	12,991	13,047	13,250	13,558
	日本私立学校振興・共済事業団	1,376	1,443	1,524	1,602	1,694	1,835	1,894	1,950	2,035	2,116
	農林漁業団体職員共済組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
拠出金単価（月額）（円）	22,924	22,986	24,626	25,734	27,057	29,212	29,947	30,587	31,301	32,737	
年金給付	総額	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701	200,615	206,258	213,421
	基礎年金給付費	118,093	126,359	134,883	144,597	154,435	164,240	169,658	174,316	183,009	192,675
	みなし基礎年金給付費 （基礎年金交付金相当分）	45,793	42,887	39,653	36,922	34,385	33,160	30,043	26,298	23,248	20,746
	国民年金	19,957	18,583	17,197	15,896	14,766	13,765	12,358	10,855	9,564	8,378
	厚生年金保険	20,145	18,923	17,395	16,241	15,178	15,244	13,864	11,971	10,551	9,472
	共済組合等	5,691	5,381	5,061	4,786	4,442	4,151	3,821	3,472	3,133	2,896
	国家公務員共済組合連合会	1,729	1,638	1,543	1,448	1,344	1,247	1,150	1,049	950	875
	地方公務員共済組合連合会	3,770	3,563	3,350	3,181	2,963	2,781	2,559	2,323	2,094	1,943
	日本私立学校振興・共済事業団	192	180	168	156	135	123	112	100	89	78
	農林漁業団体職員共済組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注．基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）の2分の1は国庫負担となっている。ただし、平成16年度は3分の1＋定額、平成17年度は3分の1＋1000分の11＋定額、平成18年度は3分の1＋1000分の25、平成19年度ならびに平成20年度は3分の1＋1000分の32が国庫負担となっている。

平成25年度の拠出金按分率は、国民年金が0.163、厚生年金保険が0.737、共済組合等が0.100となっている（表58）。

表58 基礎年金拠出金算定内訳（平成25年度）

	総計	国民年金	厚生年金保険	共済組合等	国家公務員	地方公務員	日本私立学校
					共済組合連合会	共済組合連合会	振興・共済事業団
基礎年金拠出金(億円)	210,147	34,239	154,907	21,001	5,327	13,558	2,116
拠出金按分率	1.000	0.163	0.737	0.100	0.025	0.065	0.010
拠出金算定対象者数(万人)	5,349	872	3,943	535	136	345	54
（再掲）第3号被保険者数(万人)	901	-	790	111	34	68	9

注1．国民年金の基礎年金拠出金の額は、特別国庫負担分を除いたものである。

2．国民年金の拠出金算定対象者数は、拠出金按分率の算定の基礎となる保険料納付月数を人数換算したものである。

5. 福祉年金

平成25年度末における老齢福祉年金の受給者数は1千2百人で、前年度末に比べて8百人の減少となっている。年金総額は5億円で、前年度末に比べて3億円の減少となっている（図36、図37）。

図36 老齢福祉年金受給者数の推移

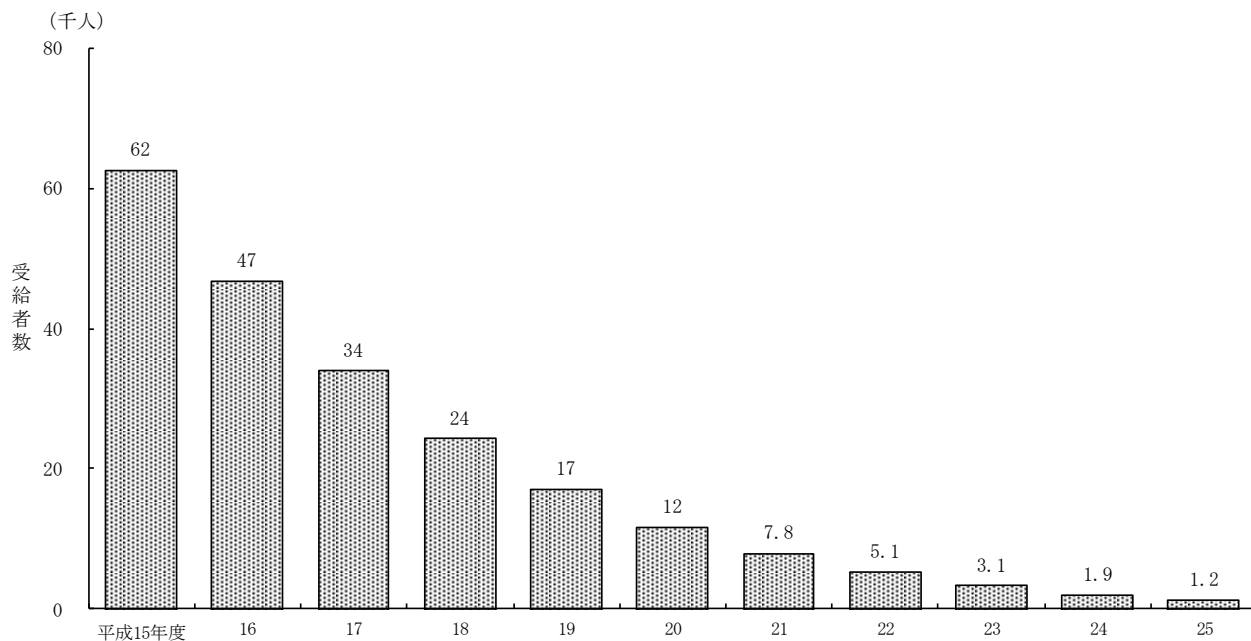
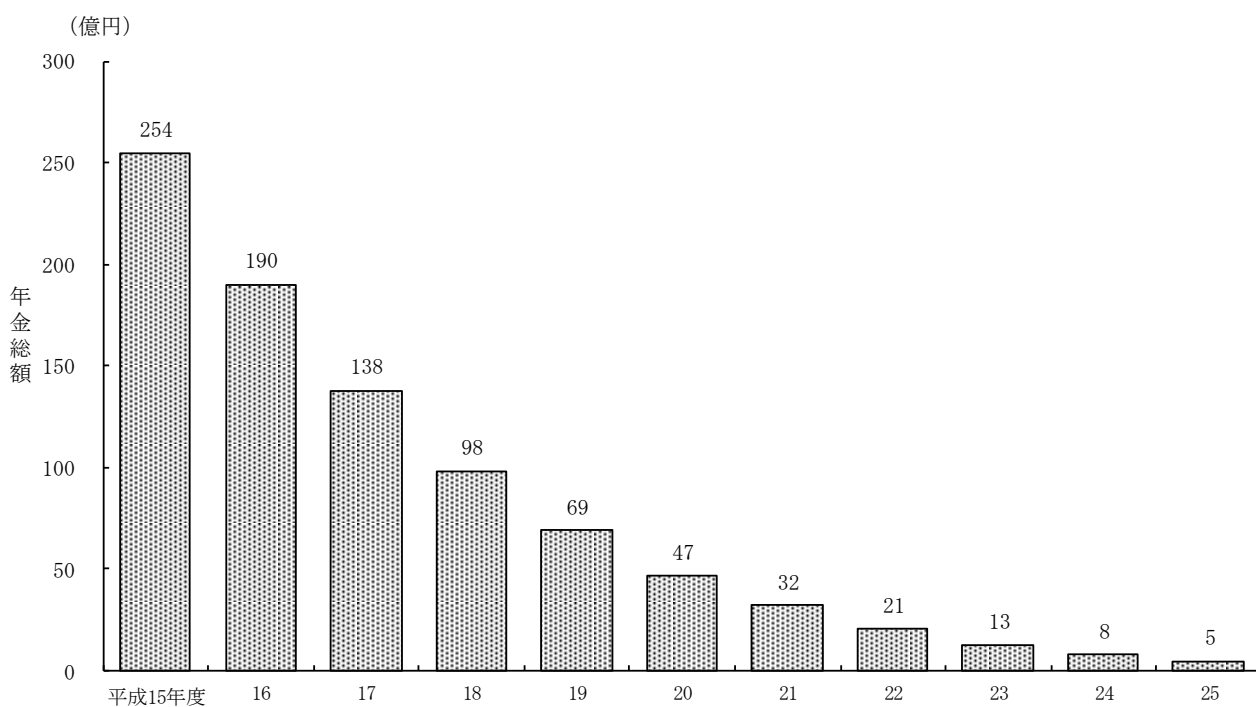


図37 老齢福祉年金受給者年金総額の推移



6. 特別障害給付金

平成25年度末における特別障害給付金の支給を受けている特別障害者数は、障害等級1級が2,253人、2級が7,047人、合計9,300人となっている。このうち、学生の特別障害者数は、1級が994人、2級が4,118人、合計5,112人となっており、配偶者の特別障害者数は、1級が1,259人、2級が2,929人、合計4,188人となっている。

また、平成17年4月から平成26年3月末までの累積不支給決定件数は、1,249件となっている(表59)。

表59 都道府県別 特別障害給付金支給決定状況(平成25年度末)

都道府県	特別障害者数									不支給決定件数
	合計			学生			配偶者			
	合計	1級	2級	合計	1級	2級	合計	1級	2級	
全 国	9,300	2,253	7,047	5,112	994	4,118	4,188	1,259	2,929	1,249
北海道	580	138	442	243	27	216	337	111	226	68
青森県	95	48	47	47	18	29	48	30	18	18
岩手県	110	56	54	61	28	33	49	28	21	4
宮城県	146	32	114	87	16	71	59	16	43	21
秋田県	82	33	49	47	18	29	35	15	20	7
山形県	80	30	50	55	19	36	25	11	14	2
福島県	153	35	118	88	16	72	65	19	46	4
茨城県	203	57	146	108	23	85	95	34	61	28
栃木県	113	31	82	55	8	47	58	23	35	11
群馬県	133	82	51	73	53	20	60	29	31	19
埼玉県	392	51	341	197	20	177	195	31	164	55
千葉県	382	107	275	192	45	147	190	62	128	62
東京都	766	194	572	514	112	402	252	82	170	112
神奈川県	624	181	443	309	75	234	315	106	209	68
新潟県	143	30	113	81	16	65	62	14	48	6
富山県	90	12	78	59	6	53	31	6	25	14
石川県	95	9	86	57	2	55	38	7	31	6
福井県	55	6	49	37	2	35	18	4	14	8
山梨県	69	14	55	53	9	44	16	5	11	9
長野県	109	22	87	83	15	68	26	7	19	21
岐阜県	106	28	78	64	13	51	42	15	27	20
静岡県	226	45	181	129	22	107	97	23	74	30
愛知県	495	65	430	260	24	236	235	41	194	64
三重県	121	24	97	65	13	52	56	11	45	14
滋賀県	61	12	49	36	6	30	25	6	19	18
京都府	189	28	161	88	4	84	101	24	77	33
大阪府	645	167	478	274	59	215	371	108	263	45
兵庫県	408	89	319	186	28	158	222	61	161	77
奈良県	113	30	83	64	11	53	49	19	30	23
和歌山県	76	31	45	41	14	27	35	17	18	9
鳥取県	50	7	43	26	1	25	24	6	18	10
島根県	79	29	50	58	21	37	21	8	13	7
岡山県	219	55	164	127	24	103	92	31	61	19
広島県	308	47	261	204	20	184	104	27	77	55
山口県	158	66	92	101	40	61	57	26	31	35
徳島県	69	37	32	41	26	15	28	11	17	9
香川県	79	12	67	55	7	48	24	5	19	26
愛媛県	124	21	103	59	5	54	65	16	49	16
高知県	56	5	51	35	1	34	21	4	17	6
福岡県	474	80	394	286	38	248	188	42	146	87
佐賀県	56	14	42	36	6	30	20	8	12	10
長崎県	130	47	83	70	24	46	60	23	37	11
熊本県	172	48	124	105	23	82	67	25	42	10
大分県	129	24	105	60	9	51	69	15	54	28
宮崎県	100	34	66	45	8	37	55	26	29	11
鹿児島県	159	24	135	101	9	92	58	15	43	22
沖縄県	78	16	62	50	10	40	28	6	22	11

注. 「不支給決定件数」は、平成17年4月～平成26年3月末までの累計である。

(参考資料)

都道府県別 老齢年金受給者数及び平均年金月額（平成25年度末）

都道府県	厚生年金保険		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	14,346,816	148,409	28,689,691	54,622
北海道	571,103	138,999	1,292,951	53,848
青森県	121,558	124,966	350,584	50,880
岩手県	147,172	126,407	347,443	54,272
宮城県	240,952	141,577	517,567	53,195
秋田県	129,249	124,043	316,949	52,652
山形県	149,172	125,163	322,937	53,928
福島県	237,177	129,526	487,827	53,505
茨城県	305,154	148,385	674,473	53,305
栃木県	217,106	142,511	456,758	53,449
群馬県	229,989	142,621	479,208	55,012
埼玉県	758,956	159,088	1,502,547	53,913
千葉県	652,569	163,867	1,341,352	54,307
東京都	1,178,421	163,321	2,478,899	53,919
神奈川県	956,552	169,786	1,799,710	54,807
新潟県	330,504	132,744	604,944	55,801
富山県	176,368	139,425	283,207	58,239
石川県	156,188	138,022	273,207	57,377
福井県	122,392	134,162	193,664	57,352
山梨県	87,817	139,350	212,474	53,053
長野県	308,248	138,237	555,841	57,022
岐阜県	252,662	145,758	500,527	56,417
静岡県	509,741	146,248	901,211	56,215
愛知県	829,552	156,820	1,526,772	55,409
三重県	234,663	147,265	443,190	56,840
滋賀県	168,130	151,604	300,654	56,237
京都府	293,097	151,591	599,822	53,899
大阪府	951,250	155,306	1,863,378	53,023
兵庫県	652,953	158,767	1,255,106	54,751
奈良県	152,976	163,655	338,750	54,012
和歌山県	108,130	145,192	264,640	52,490
鳥取県	82,767	127,886	146,337	56,799
島根県	106,763	128,804	195,362	57,268
岡山県	277,828	140,775	470,200	57,848
広島県	385,664	146,938	657,938	57,034
山口県	211,037	145,318	385,220	57,017
徳島県	99,510	127,979	197,688	53,841
香川県	142,570	138,925	249,519	57,969
愛媛県	179,322	135,587	369,114	55,085
高知県	94,097	129,121	205,898	53,532
福岡県	573,252	142,147	1,062,367	54,091
佐賀県	95,995	128,876	201,535	56,212
長崎県	152,966	135,767	348,076	53,455
熊本県	191,465	126,874	444,646	54,771
大分県	140,166	131,864	304,662	53,462
宮崎県	124,466	123,564	280,250	55,205
鹿児島県	173,637	127,168	419,775	55,020
沖縄県	75,317	126,866	239,970	52,243
その他	10,193	132,107	24,542	29,371

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額は、基礎年金額を含む。

3. 国民年金は、旧法国民年金老齢年金受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者は、被用者年金が上乗せされている者を含む。